

# いわて困難な問題を抱える女性への 支援等推進計画（2024～2028）

令和6年3月  
岩 手 県



# 目 次

## 第1章 計画の基本的事項

1 計画策定の趣旨	1
2 計画の役割	3
3 計画の期間	3

## 第2章 岩手県における困難な問題を抱える女性の現状等

1 DV被害者について	5
2 性的な被害に遭った者について	13
3 予期せぬ妊娠をした女性について	15
4 孤独・孤立で不安を抱える女性について	16
5 母子世帯について	18
6 女性自立支援施設、女性相談支援センター、女性相談支援員の 取組	20
コラム:民間団体等による女性からの相談対応の取組	22

○よりそいホットライン

## 第3章 基本目標・施策の基本方向

1 基本目標	23
2 施策の基本方向	23
3 指標	24
4 施策の体系図	25

## 第4章 施策の内容

【施策 I】 教育・啓発の促進	26
【施策 II】 相談支援の充実	29
【施策 III】 自立支援の充実	39

【施策 IV】 関係機関の協力・連携 .....	45
第5章 施策の推進体制 .....	49
【参考資料】	
・困難な問題を抱える女性への支援に関する法律.....	51
・配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律.....	58
・プラン策定の経過、岩手県困難な問題を抱える女性への支援等連絡協 議会構成員名簿.....	76

## 第1章 計画の基本的事項

### 1 計画策定の趣旨

困難な問題を抱える女性に対する福祉的な支援のための施策は、「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」（令和4年法律第52号。以下「困難女性支援法」という。）による改正前の売春防止法（昭和31年法律第118号。以下「旧売春防止法」という。）第4章の規定に基づく婦人保護に関する施策が中心であり、旧売春防止法に基づいて婦人相談所の設置、婦人相談員の委嘱、婦人保護施設の設置等の婦人保護事業が進められてきました。しかしながら、旧売春防止法に基づく婦人保護事業は、第34条第3項において「性行又は環境に照して売春を行うおそれのある女子」と定義される「要保護女子」の「保護更生」を目的とするものであり、困難な問題に直面している女性の人権の擁護・福祉の増進や自立支援等の視点は不十分なものでした。

また、平成13年4月に「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」（平成13年法律第31号。以下「DV防止法」という。）が制定されました。DV防止法第3条から第5条までにおいて、婦人相談所、婦人相談員及び婦人保護施設が、配偶者からの暴力を受けた者の支援を行う機関として位置づけられ、DV防止法が、婦人保護事業の根拠法の一つとなりました。また、平成16年には、DV防止法の改正により、都道府県にDVの防止及び被害者の保護のための基本計画の策定が義務付けられました。

本県では、平成17年9月に平成22年度までを計画期間とする「いわて配偶者暴力防止対策推進計画」を策定し、関係機関と連携しながら、DVは重大な人権侵害であることについて普及・啓発を図るとともに、DV被害者の保護と自立支援のための施策を進めてきました。

その後、DV防止法の改正や社会情勢の変化を踏まえ、施策の拡充を図りながら5年ごとに計画を策定し、DV防止対策に取り組んできたところです。

こうした状況の中、女性をめぐる課題は生活困窮、性暴力・性犯罪被害、家庭関係破綻など複雑化、多様化、複合化し、コロナ禍によりこうした課題が顕在化したほか、孤独・孤立対策といった視点も含め、新たな女性支援強化が喫緊の課題となりました。このため、支援を必要とする女性が抱えている問題やその背景、心身の状況等に応じた適切な支援を包括的に提供し、女性が安心かつ自立して暮らせる社会の実現に寄与することを目的として、令和4年5月に困難女性支援法が制定されました。また、令和5年3月には、「困難な問題を抱える女性への支援のための施策に関する基本的な方針」

(厚生労働省告示第111号。以下「困難女性支援基本方針」という。)が公示されました。

さらに、令和5年5月のDV防止法改正により、被害者の自立支援のための施策など都道府県基本計画の記載事項の拡充や関係機関等で構成される協議会の法定化が盛り込まれたところです。

今般、国の困難女性支援基本方針の内容を踏まえ、DV被害者を含めた困難な問題を抱える女性の福祉の増進及び自立に向けた施策を総合的かつ計画的に推進するため、新たに「いわて困難な問題を抱える女性支援等推進計画(2024~2028)」を策定することとしました。

【困難女性支援法、DV防止法等の改正経緯】

- 昭和31年5月 売春防止法制定(昭和32年施行)
  - 平成13年4月 DV防止法制定(14年4月全面施行)
  - 平成16年6月 DV防止法改正(12月施行)  
都道府県にDV防止及び被害者の保護のための基本計画の策定を義務付け
  - 平成17年9月 「いわて配偶者暴力防止対策推進計画」(平成17年度~22年度)
  - 平成19年7月 DV防止法改正(平成20年1月施行)  
保護命令制度の拡充、市町村の取組の促進
  - 平成20年5月 「いわて配偶者暴力防止対策推進計画」一部改正
  - 平成23年3月 第2次「いわて配偶者暴力防止対策推進計画」  
(平成23年度~27年度)
  - 平成25年7月 DV防止法改正(平成26年1月施行)  
「生活の本拠を共にする交際相手」からの暴力の被害者も法の保護の対象として規定
  - 平成28年3月 第3次「いわて配偶者暴力防止対策推進計画」  
(平成28年度~令和2年度)
  - 令和元年6月 DV防止法改正(令和2年4月施行)  
被害者の保護に当たり、相互に連携協力すべき関係機関として「児童相談所」を明記
  - 令和3年3月 第4次「いわて配偶者暴力防止対策推進計画」  
(令和3年度~令和7年度)
  - 令和4年5月 困難女性支援法制定(令和6年4月施行)  
都道府県に困難な問題を抱える女性の支援のための基本計画の策定を義務付け
  - 令和5年5月 DV防止法改正(令和6年4月施行)  
被害者の自立支援のための施策など都道府県基本計画記載事項の拡充や関係機関等で構成される協議会の法定化
- ※●はDV防止法、困難女性支援法等の制定・改正、○は計画の改正経緯

## 2 計画の役割

- (1) 困難女性支援法第8条第1項の規定に基づく計画であり、本県における困難な問題を抱える女性への支援に関する基本方針及び施策の実施内容について定めるものです。
- (2) DV防止法第2条の3第1項の規定に基づく計画であり、本県における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本方針及び施策の実施内容について定めるものです。  
なお、DV被害者は女性が多い状況にありますが、DV防止法に基づき、配偶者は男性、女性の別を問いません。
- (3) 「いわて男女共同参画プラン」の施策の基本的方向「IV多様な困難を抱えた女性への支援と女性の健康支援」の項目「女性に対するあらゆる暴力の根絶」及び「困難を抱えた女性への支援」についての具体的な施策を定めるものです。
- (4) 県民に対しては、計画の推進について理解と協力を期待するものです。
- (5) 市町村及び民間団体等に対しては、計画の推進について理解と協力を求めるとともに、県と連携した取組を期待するものです。

## 3 計画の期間

令和6年度から令和10年度までの5年間の計画とします。

**※困難な問題を抱える女性**

本計画では、困難女性支援法第2条に基づき、性的な被害、家庭の状況、地域社会との関係性その他の様々な事情により日常生活又は社会生活を円滑に営む上で困難な問題を抱える女性（そのおそれのある女性を含む。）を対象としています。

DV被害者に加え、性暴力・性犯罪被害にあった女性、生活困窮の母子世帯などが該当すると考えられます。

**※DV（ドメスティック・バイオレンス「Domestic Violence」）**

一般的には、「配偶者や恋人など親密な関係にある又はあった人から加えられる暴力」をいいます。DV防止法では、被害者と加害者の関係は配偶者間（事実婚、元配偶者（離婚前に暴力を受け、離婚後も引き続き暴力を受ける場合）も含む。）とされていますが、被害者の性別は限定していません。

**暴力の形態（例）**

**【身体的な暴力】**

殴る、蹴る等、直接何らかの有形力を行使するもの等

**【精神的な暴力】**

心無い言動等で、相手の心を傷つけるもの等

**【社会的な暴力】**

社会参加を制限したり、行動を監視するもの等

**【経済的な暴力】**

生活費を渡さない、仕事を制限するもの等

**【性的な暴力】**

嫌がっているのに性行為を強要するもの等

**【子どもを巻き添えにした暴力】**

子どもに暴力を見せる、危害を加えると言って脅すもの等



## 第2章 岩手県における困難な問題を抱える女性の現状等

### 1 DV被害者について

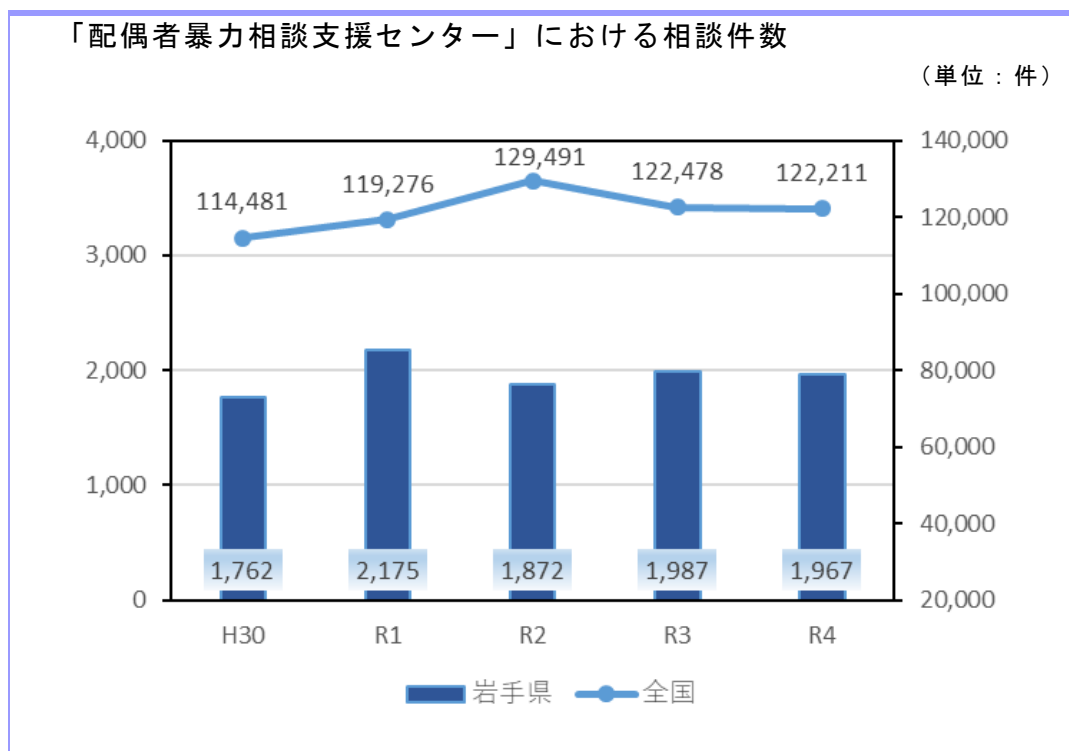
#### (1) 相談件数等の推移

##### ア DV相談の状況

「配偶者暴力相談支援センター」\*として、県は平成14年4月に、岩手県福祉総合相談センターを指定したほか、安心して身近なところで相談できるよう、平成18年4月には各広域振興局保健福祉環境部と岩手県男女共同参画センターを加え、11機関を指定しています。

そのほか、盛岡市が、平成21年6月にもりおか女性センターを「配偶者暴力相談支援センター」に指定しています。

また、コロナ下の生活不安やストレス、外出自粛による在宅時間の増加等により、全国的にDV相談件数が増加し、女性に対する暴力の増加や深刻化が懸念されていましたが、本県の「配偶者暴力相談支援センター」におけるDVに関する相談件数は、過去5年間では令和元年度が最も多く2,175件で、直近の令和4年度は1,967件であり、平均は1,950件とほぼ横ばいになっています。



\* 岩手県は岩手県子ども子育て支援室調、全国は内閣府調

\* 配偶者暴力相談支援センター：DV防止法第3条に規定される、DV被害者の相談や一時保護、自立のための支援など、DV被害者を総合的に保護・支援するための拠点施設。

「配偶者暴力相談支援センター」における男女等別相談件数

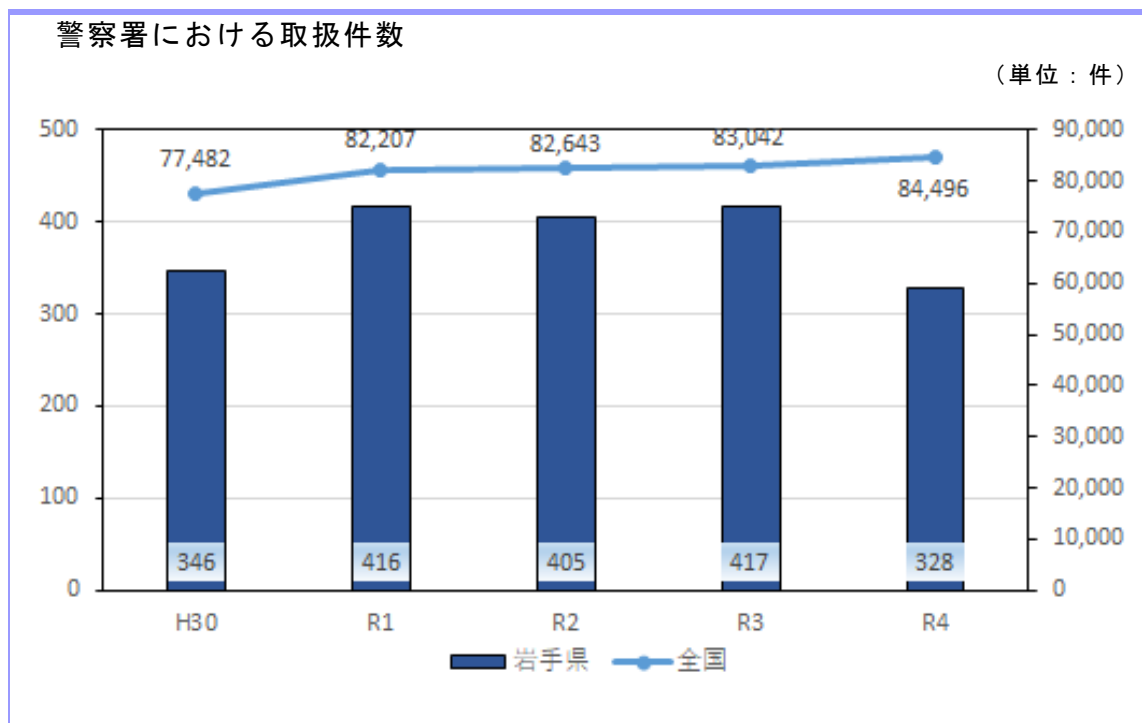
		H30	R1	R2	R3	R4
岩手県	男性	24	35	48	13	27
	女性	1,738	2,140	1,824	1,974	1,940
	その他※	-	-	-	-	0
	計	1,762	2,175	1,872	1,987	1,967
全国	男性	2,405	2,902	3,575	3,147	3,211
	女性	112,076	116,374	125,916	119,331	118,946
	その他	-	-	-	-	54
	計	114,481	119,276	129,491	122,478	122,211

※ 岩手県は岩手県子ども子育て支援室調、全国は内閣府調

※ その他はR4から集計

### イ 警察署におけるDV取扱件数の状況

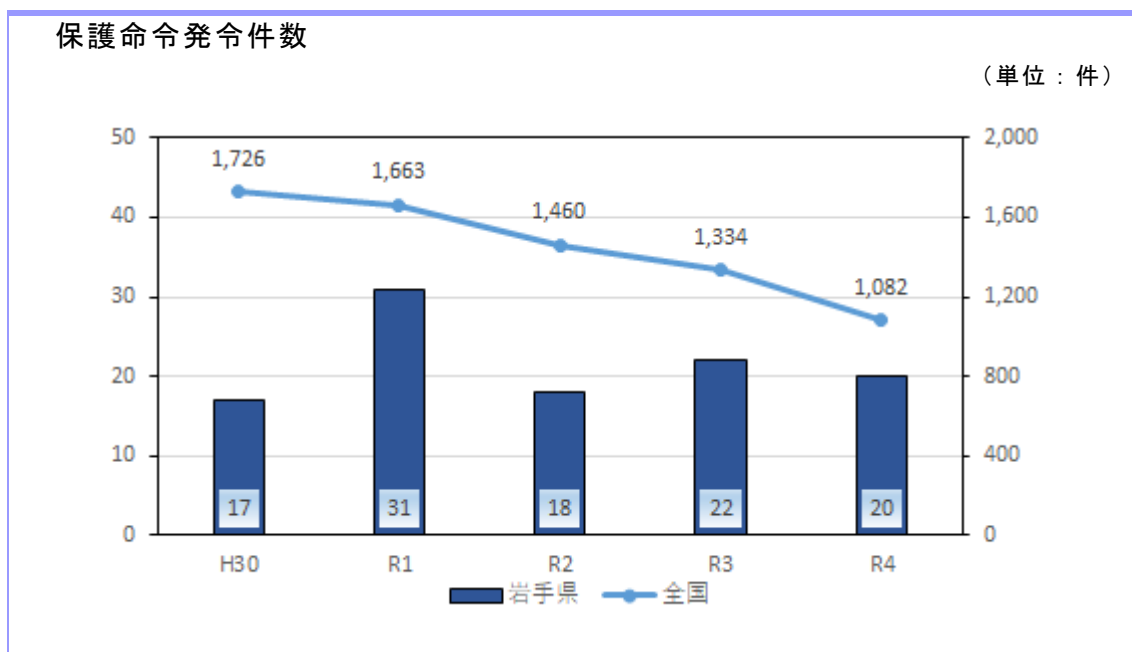
警察署におけるDVの取扱件数は、全国では増加していますが、本県の取扱件数は過去5年間では400件前後で推移しており、令和4年は328件と前年に比べて89件減少しています。



※ 暦年の調査であり、岩手県は岩手県警察本部調、全国は警察庁調

ウ 裁判所によるDV保護命令の状況

DVの加害者が近寄ってこないようにしたい時や住居から退去させたい時など、DV被害者が地方裁判所に申し立てることにより、保護命令の発令を受けることができます。過去5年間の平均は22件で、近年の増減傾向は特に見られませんでした。



※ 保護命令の内訳

(単位：件)

	岩手県				全国			
	A	B	C	計	A	B	C	計
H30	11	0	6	17	1,249	3	474	1,726
R1	24	0	7	31	1,230	1	432	1,663
R2	13	0	5	18	1,080	0	380	1,460
R3	14	0	8	22	963	4	367	1,334
R4	12	0	8	20	767	3	312	1,082

※ 上記表中、Aは接近禁止命令、Bは退去命令、Cは接近禁止及び退去命令を表します。

※ 暦年の調査であり、岩手県は岩手県警察本部調、全国は警察庁調

(2) 県民のDVに関する意識

県が、令和3年度に実施した「男女が共に支える社会に関する意識調査」(以下「意識調査」という。)における県民のDVに関する意識については次のとおりです。

※ 男女が共に支える社会に関する意識調査(岩手県若者女性協働推進室調査)

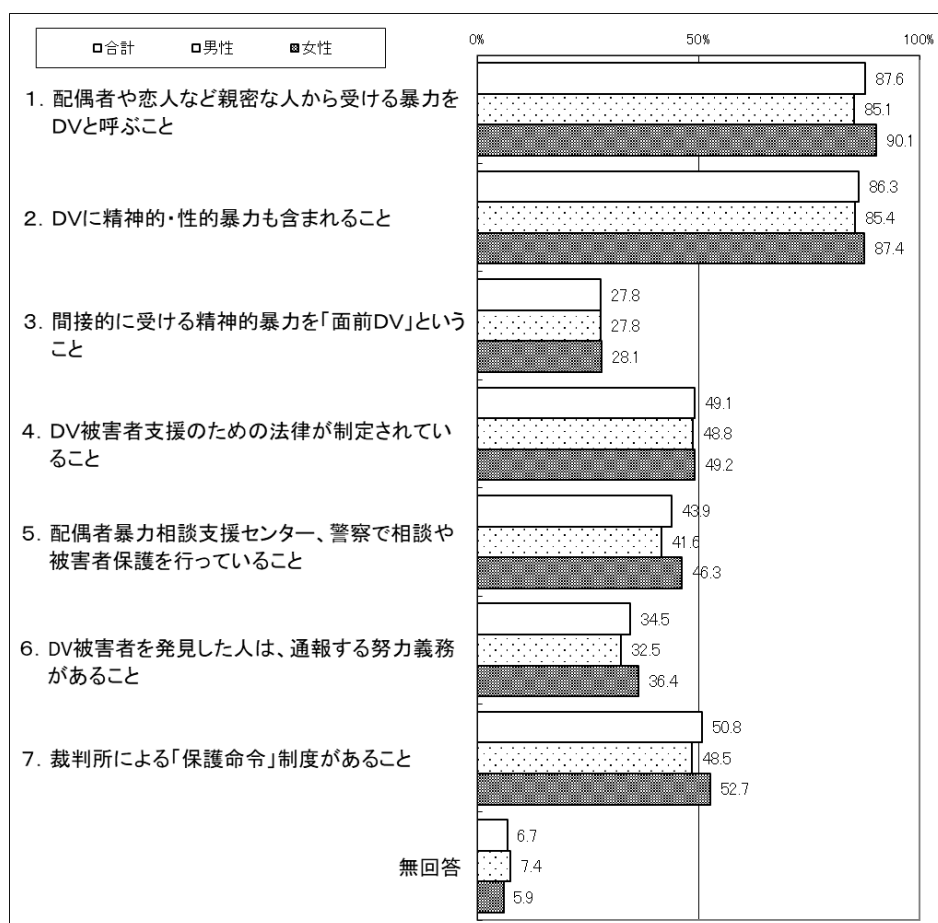
- ・調査対象 県内の18歳以上の男女2,000人
- ・調査時期 令和3年11月19日～令和3年12月6日
- ・有効回収率 37.1% 742人(女性374、男性363、性別無回答5)

ア DVの認知度

DVに関して知っていることとして、「配偶者や恋人など親密な人から受ける暴力をDVと呼ぶこと」と回答している人の割合が最も多く、男女とも約9割となっています。これに対して「DV被害者を発見した人は、通報する努力義務があること」を知っている人は35%程度となっています。

DVという言葉の認知度は高まっているものの、十分な理解が得られているとはいえず、引き続き普及・啓発が必要です。

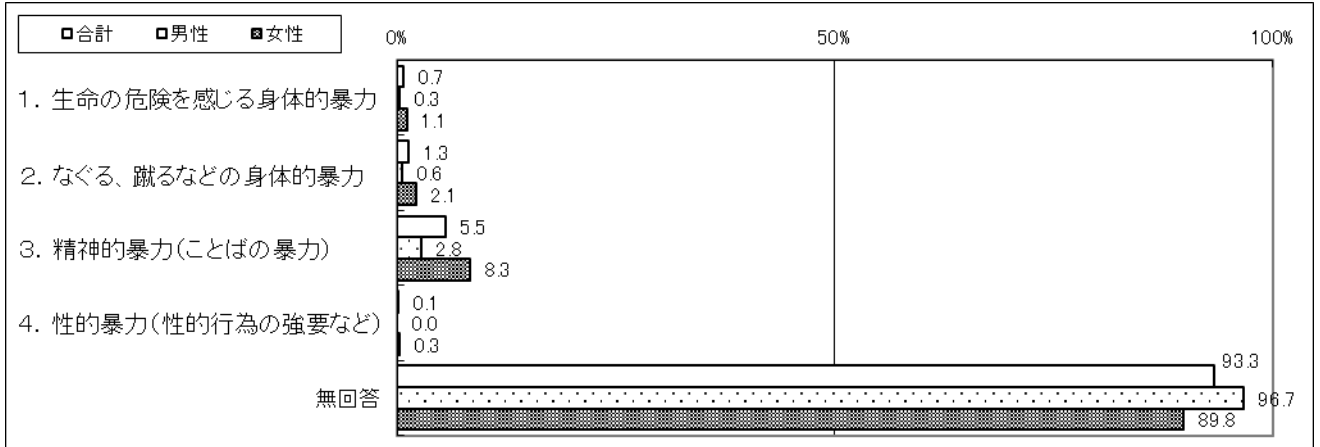
「回答数=742」(複数回答)



イ 被害の状況

意識調査において「過去5年間に受けたことのあるDV」について聞いたところ、「精神的暴力(ことばの暴力)」と回答した割合が最も多く、男性2.8%、女性8.3%に上っています。

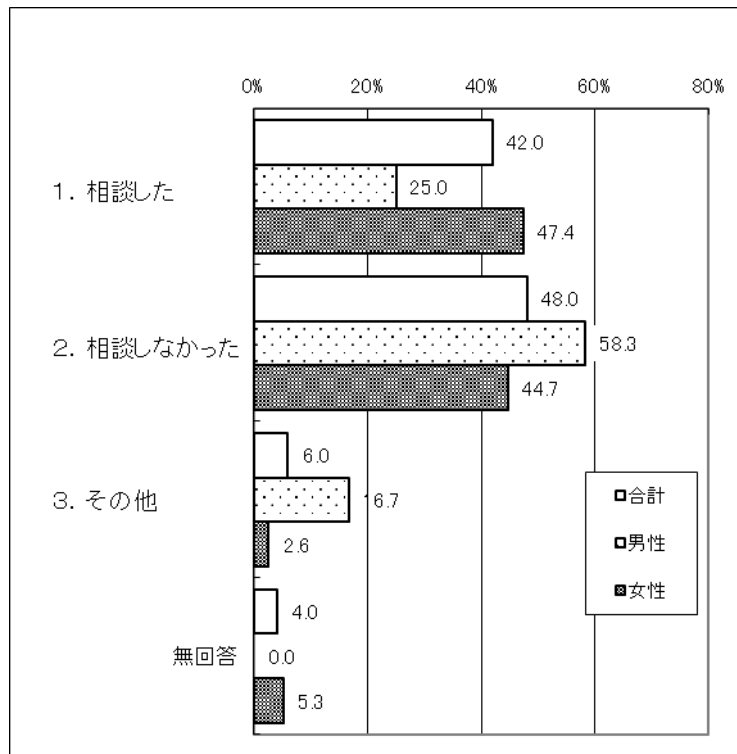
「回答数=742」(複数回答)



ウ 相談の状況

過去5年間にDVを受けたと回答した人が誰かに相談した割合は42.0% (男性25.0%、女性47.4%)で、相談しなかった割合は、48.0% (男性58.3%、女性44.7%)でした。

「回答数=50」(複数回答)

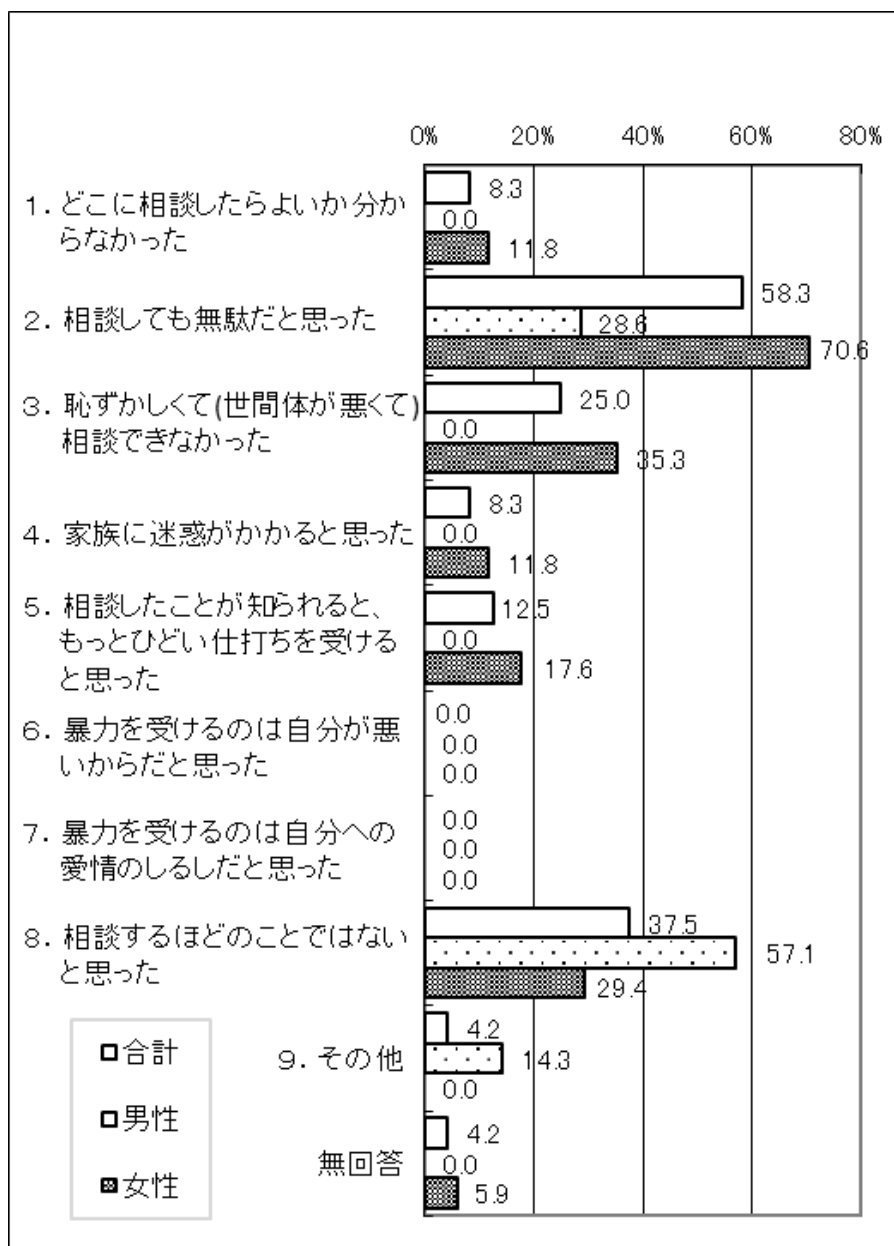


エ 相談しなかった理由

ウで相談しなかったと回答した人の相談しなかった理由については、「相談しても無駄だと思った」が58.3%、「相談するほどのことではないと思った」が37.5%、「恥ずかしくて（世間体が悪くて）相談できなかった」が25.0%となっており、この3つを挙げる回答者が多くなっています。

被害者に自分の受けていることがDVであることを認識してもらうとともに、相談窓口に関する情報についての普及・啓発が必要です。

「回答数=24」（複数回答）

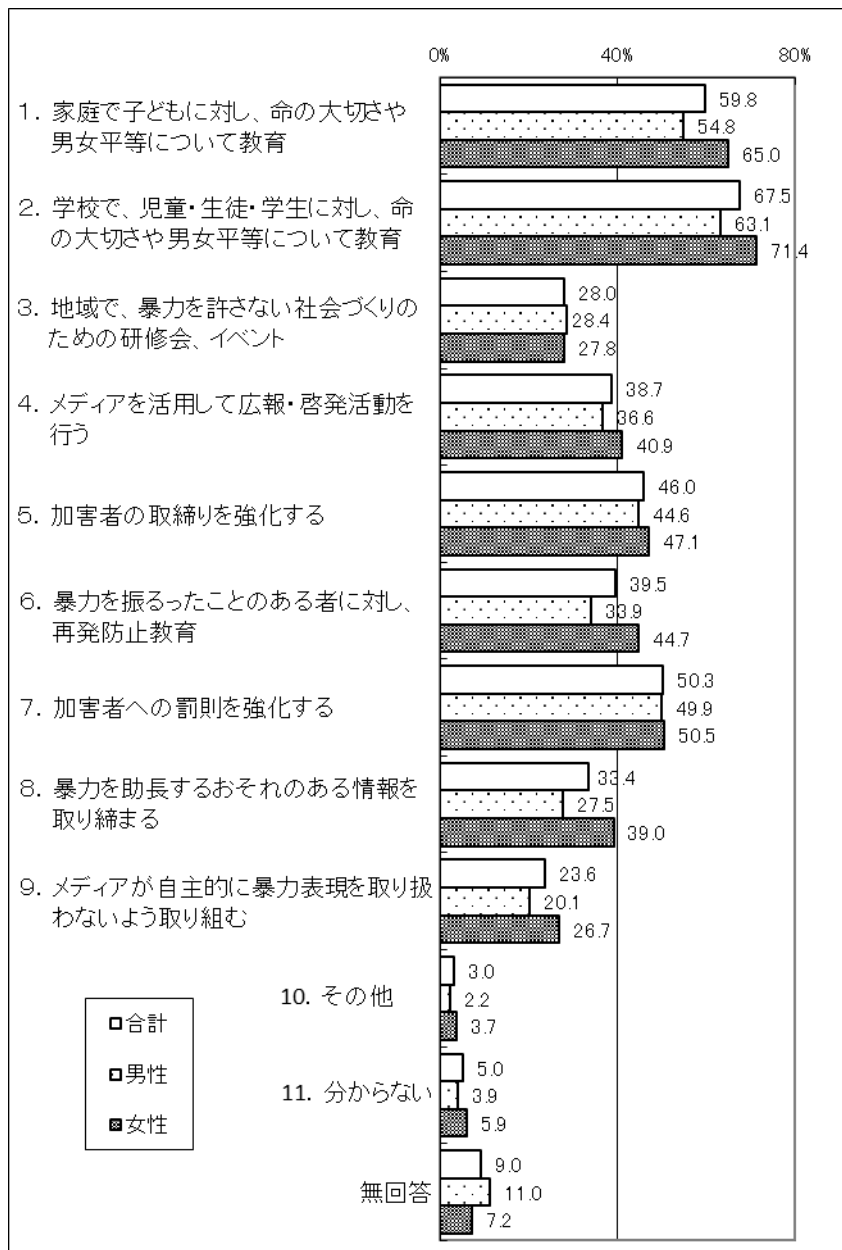


オ 配偶者からの暴力の防止に必要なだと考えるもの

配偶者からの暴力の防止に必要なだと考えるものとして、「家庭で保護者が子どもに対し、命の大切さや男女平等について教育を行う」と「学校で、児童・生徒・学生に対し、命の大切さや男女平等について教育を行う」を挙げる回答者が約6割と多くなっています。

男性、女性とも共通して、子どもへの教育が重要と考えていることがうかがえます。

「回答数=644」（複数回答）



### (3) DV防止対策推進計画の取組状況（R3, R4の状況）

#### 【主な取組】

- ア 県民の理解と関心を高めるため、県では毎年11月に「女性に対する暴力をなくす運動」を行い、広報パネル展や県警音楽隊によるミニコンサート、パープルライトアップ等、関係機関の協力を得て啓発活動を展開し、DV防止の啓発と相談窓口の周知に努めました。令和3年度に県が実施した意識調査では、約9割の県民が「配偶者や恋人など親密な人から受ける暴力をDVと呼ぶこと」を認知しています。
- イ 若年層に対する人権教育として、岩手県男女共同参画センターによる県内の高校生や大学生を対象とした出前講座を実施し、デートDVへの理解を促すことに努めてきました。
- ウ 相談、通報のあった被害者への対応については、配偶者暴力相談支援センターを中心に相談を行っており、緊急避難のための宿泊場所確保や提供事業等を活用し、被害者の保護に努めています。
- 被害者の自立に向けては、関係機関と連携を図り、住宅の確保や就業、各種支援制度の利用等、社会資源を活用して取り組んできました。

#### 【課題】

- ア DVの認知度は約9割である一方、被害者支援に関する認知度は約4割であり、県民の理解を深める広報、啓発の充実が必要です。DVの相談件数は概ね横ばいで推移しており、潜在化されている被害者の顕在化を図る必要があります。SNSなど新たなコミュニケーションツールを利用した交際相手からの暴力などに、迅速かつ適切に対応していくことが必要です。
- イ 面前DV<sup>\*</sup>による児童への心理的虐待や、児童が直接虐待を受けているケースもあることから、DV被害者と児童を保護する視点での取組が必要です。
- ウ 若年層の理解が深められるよう、研修会や出前講座等を実施するほか、学校、家庭、地域を通じた教育啓発を広く実施することが必要です。
- エ 東日本大震災津波や自然災害、また新型コロナウイルス感染症の流行等による生活環境や生活様式の変化に伴うストレスにより、DVの増加が懸念されるため、被害者の早期発見が必要です。
- オ 地域における相談体制の充実のため、研修会を通じて市町村の相談窓口の職員による被害者への適切な情報提供や、被害者の安全とプライバシーの確保に配慮した対応が行えるよう、職員の資質の向上を図ることが必要です。

<sup>\*</sup> 面前DV：DVの場に居合わせた児童が間接的に受ける精神的暴力。



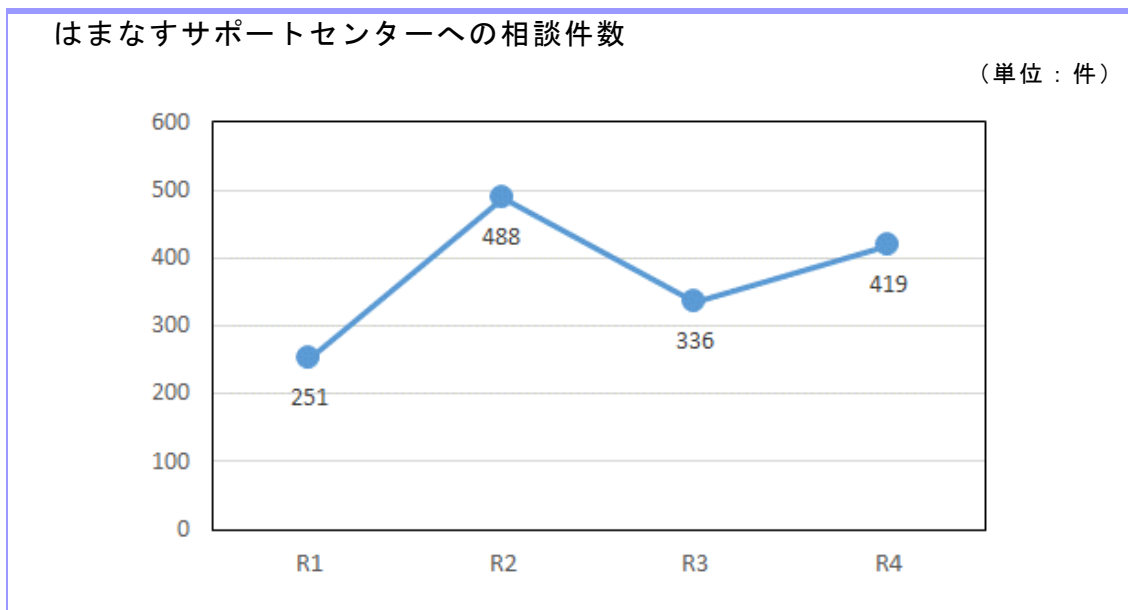
## 2 性的な被害に遭った者について

### (1) 相談の状況等

#### ア 相談の状況

性暴力・性犯罪被害者に対して、関係機関・団体等と連携し被害直後からの総合的な支援をワンストップで提供することを目的として「はまなすサポートセンター」が平成29年に設置されました。

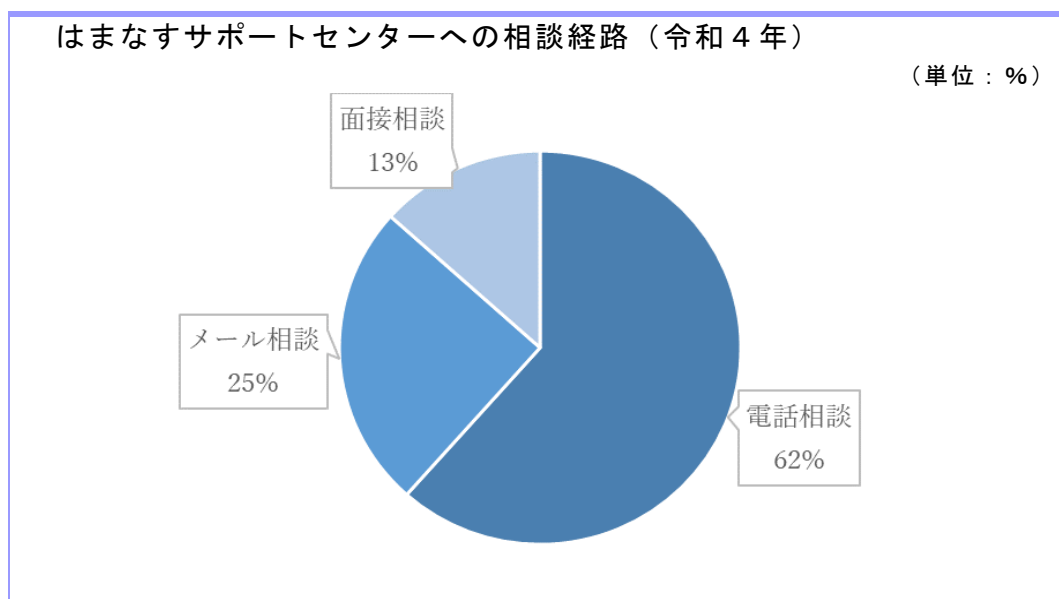
本県における、はまなすサポートセンターへの相談件数は、令和4年は419件であり、令和3年の336件から83件増加しています。



※ 岩手県消防安全課調

#### イ 相談経路

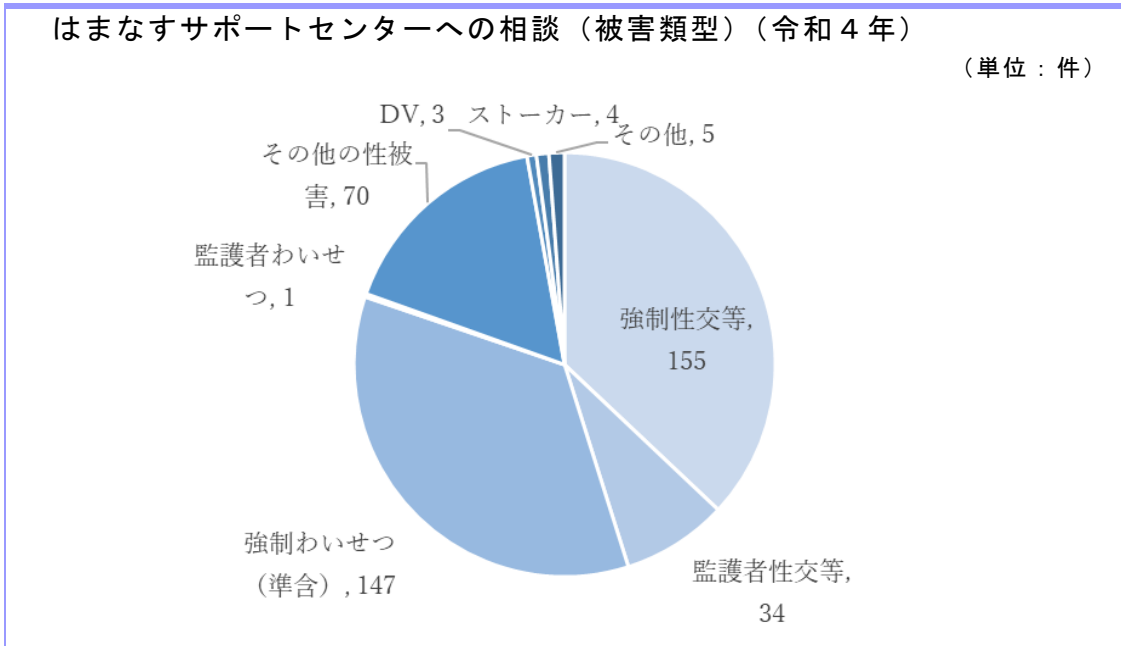
相談経路としては、電話相談の割合が62%と最も多く、メールや面接による相談もあります。



※ 岩手県消防安全課調

ウ 被害類型

被害類型は、強制性交等が155件で最も多く、次いで強制わいせつが147件となっています。



※ 岩手県消防安全課調

### 3 予期せぬ妊娠をした女性について

#### (1) 相談の状況等

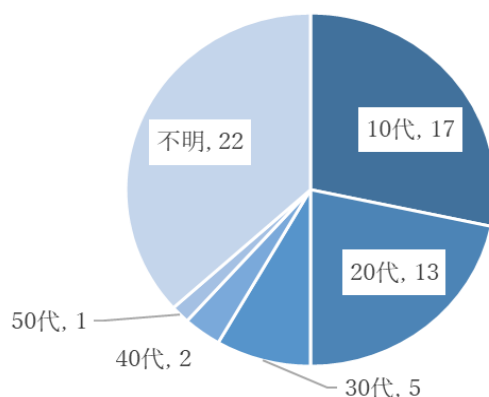
##### ア 相談の状況

予期せぬ妊娠で悩んでいる方への相談、病院等への同行、出産前後の一時的な居場所支援などを行う民間団体「にんしん SOS いわて」が令和4年8月から活動を行っています。

本県におけるにんしん SOS いわてへの相談件数は、令和4年度は60件でした。このうち10代と20代で30件と全体の50%を占めています。

にんしんSOSいわてへの相談者の年齢

(単位：件)



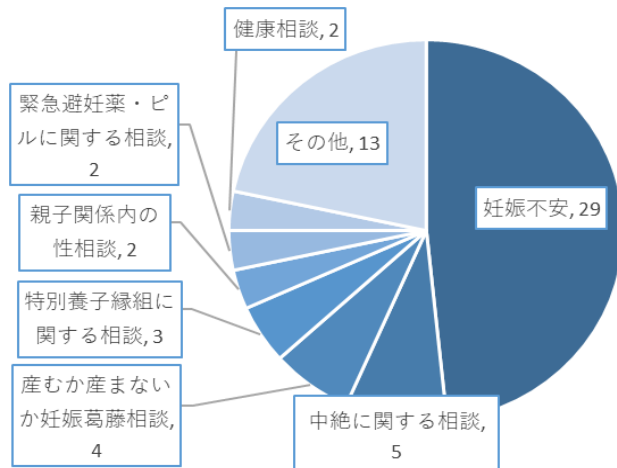
※ 岩手県子ども子育て支援室調

##### イ 相談内容

にんしん SOS いわてへの令和4年度の相談内容は、妊娠不安が29件で最も多く、次いで中絶に関する相談が5件、産むか産まないか妊娠葛藤相談が4件などとなっています。

にんしんSOSいわての主な相談内容

(単位：件)



※ 岩手県子ども子育て支援室調

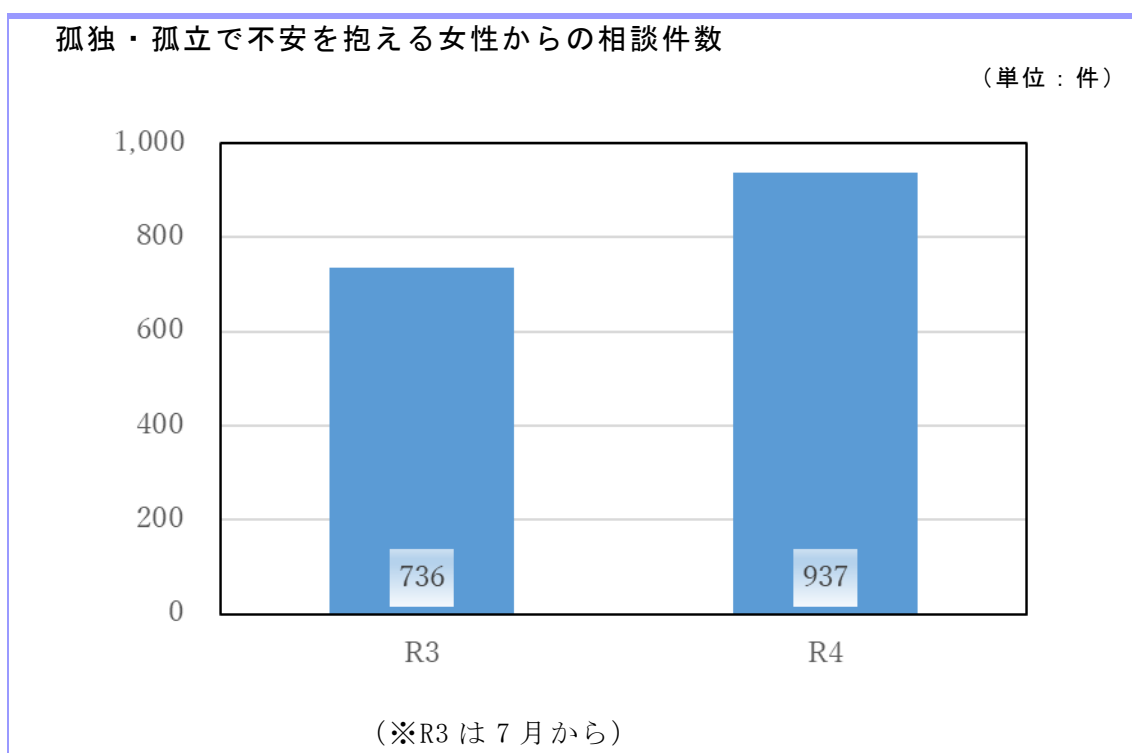
## 4 孤独・孤立で不安を抱える女性について

### (1) 相談の状況等

#### ア 相談件数

新型コロナウイルスの感染拡大による孤独・孤立で不安を抱える女性が、社会との絆・つながりを回復することができるよう、きめ細かい支援をすることを目的として、県は、令和3年7月に「いわて女性のスペース・ミモザ」を開設しました。女性専用の相談に加え、居場所づくり（サロン開催）や女性用品の提供などが行われています。

令和3年7月から令和5年3月までの2年半で、電話や対面、メールなど約1,700件の相談に対応しています。



#### 相談件数の内訳

	合計				
	電話	対面	メール	その他	
R3 (7月から)	175	401	132	28	
R4	306	319	283	29	
計	481	720	415	57	

※ 岩手県若者女性協働推進室調

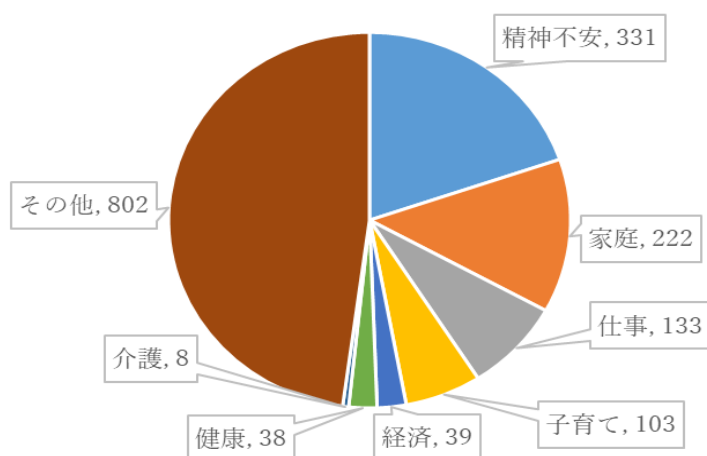
### イ 相談内容

主な相談内容としては、精神不安が 331 件、家庭に関することが 222 件、仕事に関することが 133 件、子育てに関することが 103 件などとなっています。また、コロナ関連の相談では、コロナのため学級閉鎖となり仕事を休まざるを得なくなり困った、外出制限されるのがストレスである、引っ越してきたがコロナのため交流がなく不安などの内容がありました。

#### 孤独・孤立で不安を抱える女性からの相談内容

(令和3年7月～令和5年3月)

(単位：件)



※ 岩手県若者女性協働推進室調

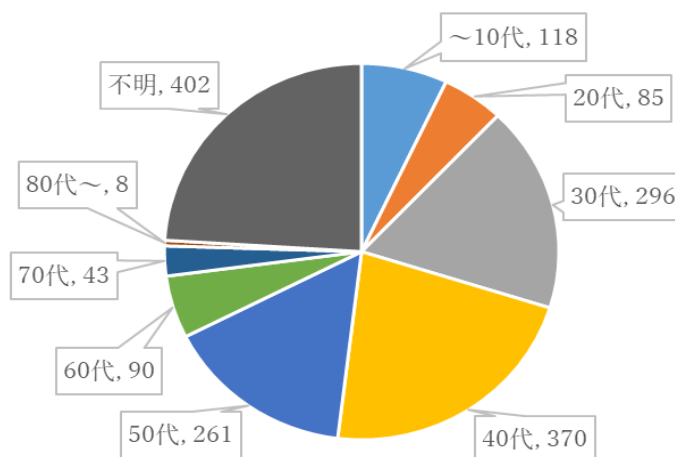
### ウ 相談者の年齢

相談者の年齢は、40代が 370 件で最も多く、次いで 30代が 296 件、50代が 261 件となっています。

#### 孤独・孤立で不安を抱える女性からの相談（年齢別）

(令和3年7月～令和5年3月)

(単位：件)



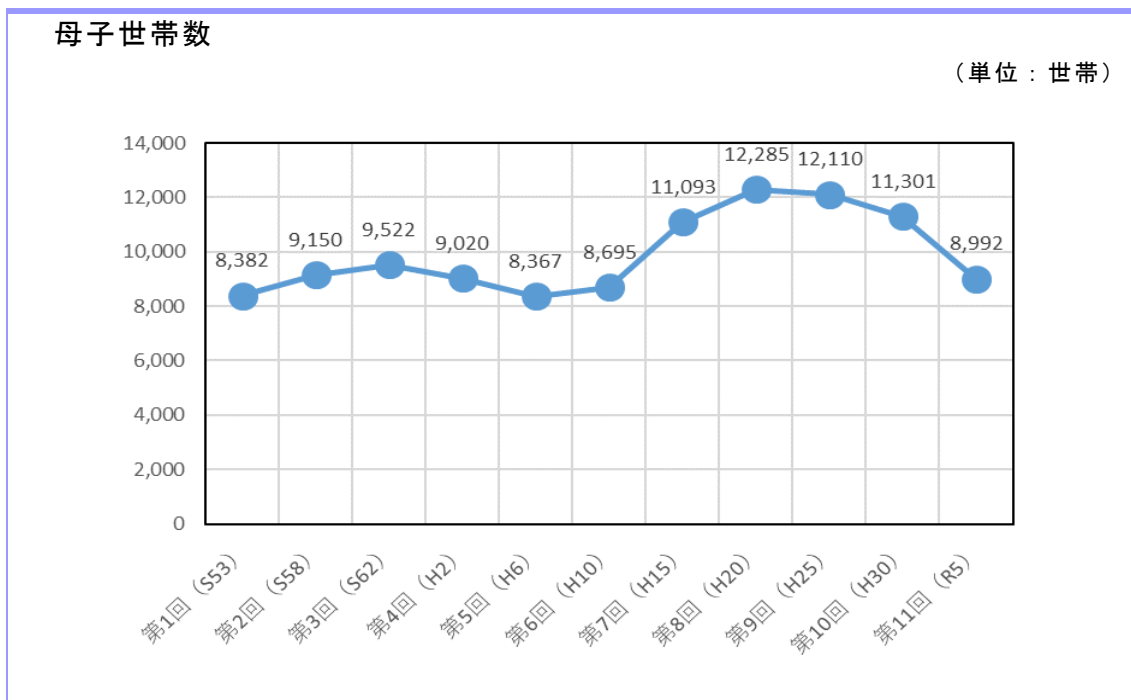
※ 岩手県若者女性協働推進室調

## 5 母子世帯について

### (1) 相談の状況等

#### ア 母子世帯数の推移

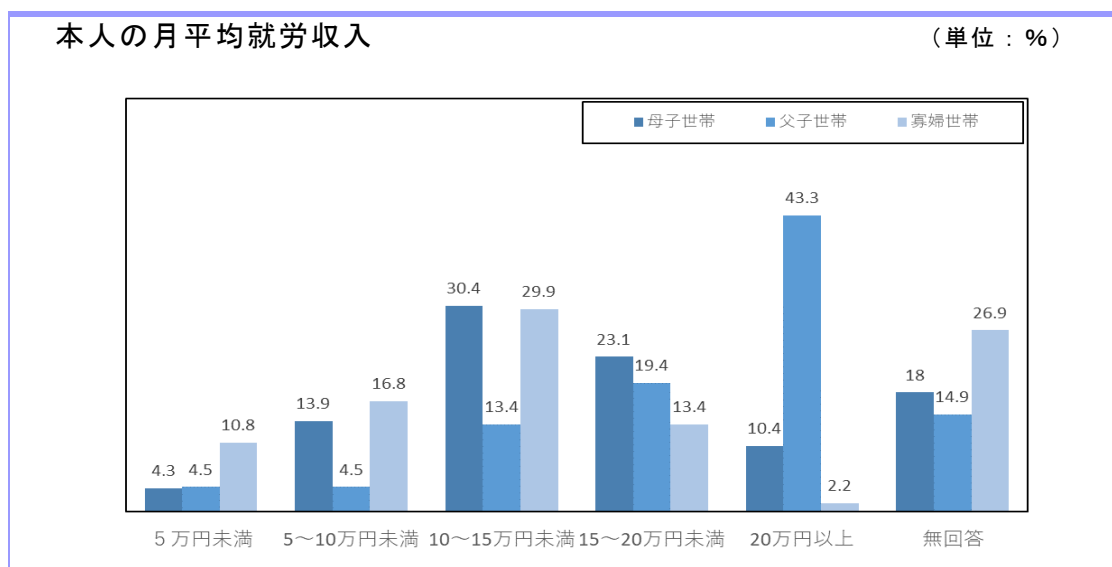
県内の母子世帯数は、令和5年度は8,992世帯であり、平成30年度から2,309世帯減少しています。



※ 岩手県子ども子育て支援室調

#### イ 母子世帯等の収入状況

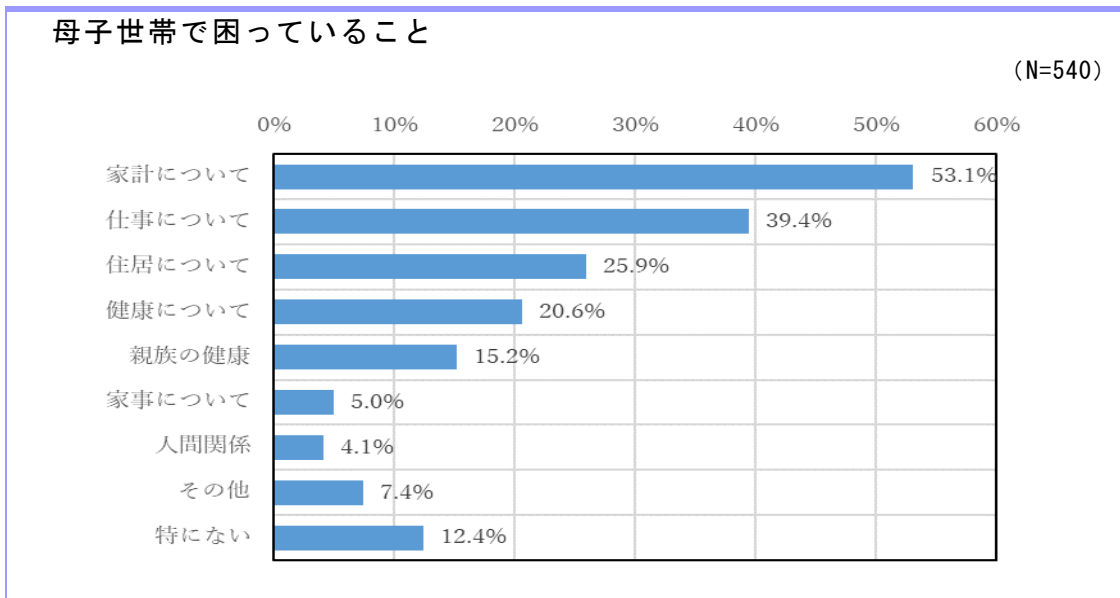
県が平成30年に実施したひとり親世帯等実態調査では、母子世帯等の本人の月平均就労収入は、母子世帯と寡婦世帯は「10万円～15万円」、父子世帯は「20万円以上」が最も多い状況となっています。



※ 岩手県子ども子育て支援室調

### ウ 母子世帯で困っていること

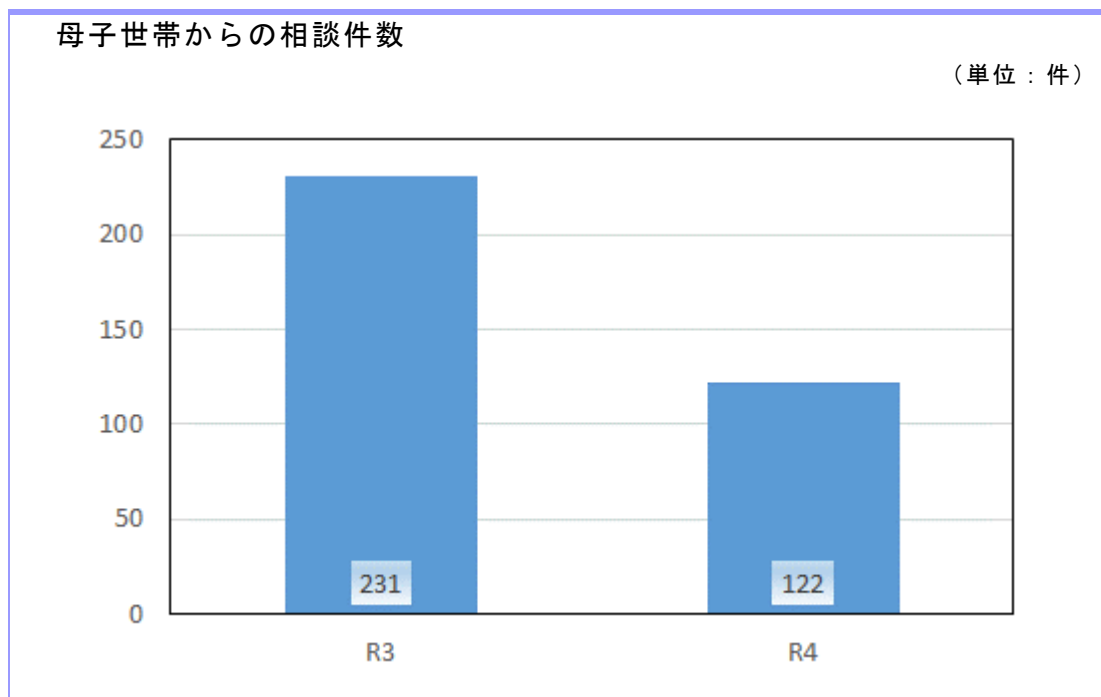
県が平成30年度に実施したひとり親世帯等実態調査では、母子世帯で困っていることは、家計についてが53.1%で最も多く、次いで仕事についてが39.4%、住居についてが25.9%などとなっています。



※ 岩手県子ども子育て支援室調

### エ 相談の状況

母子世帯からの相談については、県が民間団体や関係機関の緊密な連携による相談支援体制を整備することを目的として設置した、ひとり親家庭等応援サポートセンターで受け付けており、令和4年度の相談受付件数は122件となっています。



※ 岩手県子ども子育て支援室調

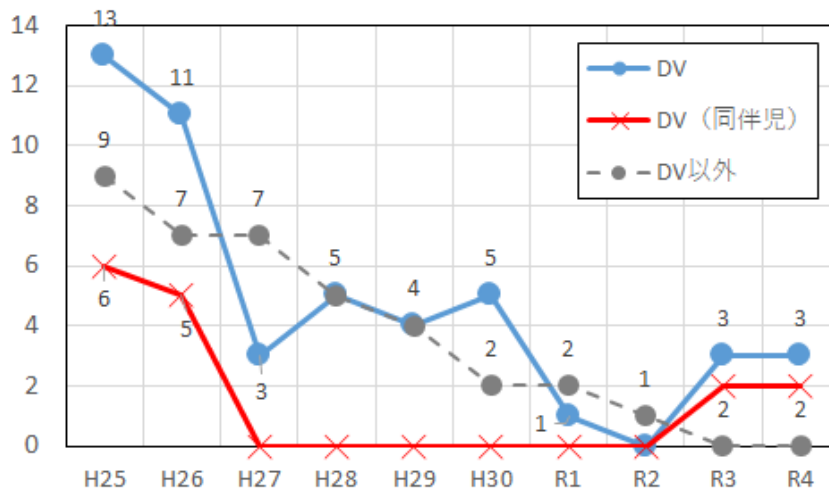
## 6 女性自立支援施設、女性相談支援センター、女性相談支援員の取組

### (1) 女性自立支援施設（旧婦人保護施設）への入所状況

県内に民間団体が設置運営する女性自立支援施設（旧婦人保護施設）が1か所あります。入所状況については、令和4年度はDV被害者の入所数は3人で、同伴児童数は2人でした。

女性自立支援施設への入所者数（DV及びDV以外）及び同伴児童数

（単位：人）



※ 岩手県子ども子育て支援室調

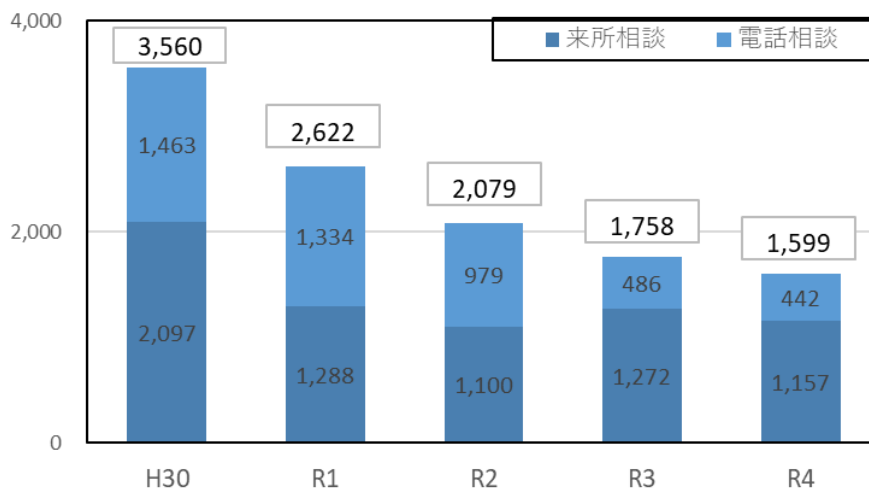
### (2) 女性相談支援センター（旧婦人相談所）について

#### ア 相談件数の状況

本県の女性相談支援センターにおける相談件数は、過去5年間では、平成30年が最も多く3,560件で、直近の令和4年度は1,599件であり、平均は2,324件となっています。

女性相談支援センターの相談件数

（単位：件）

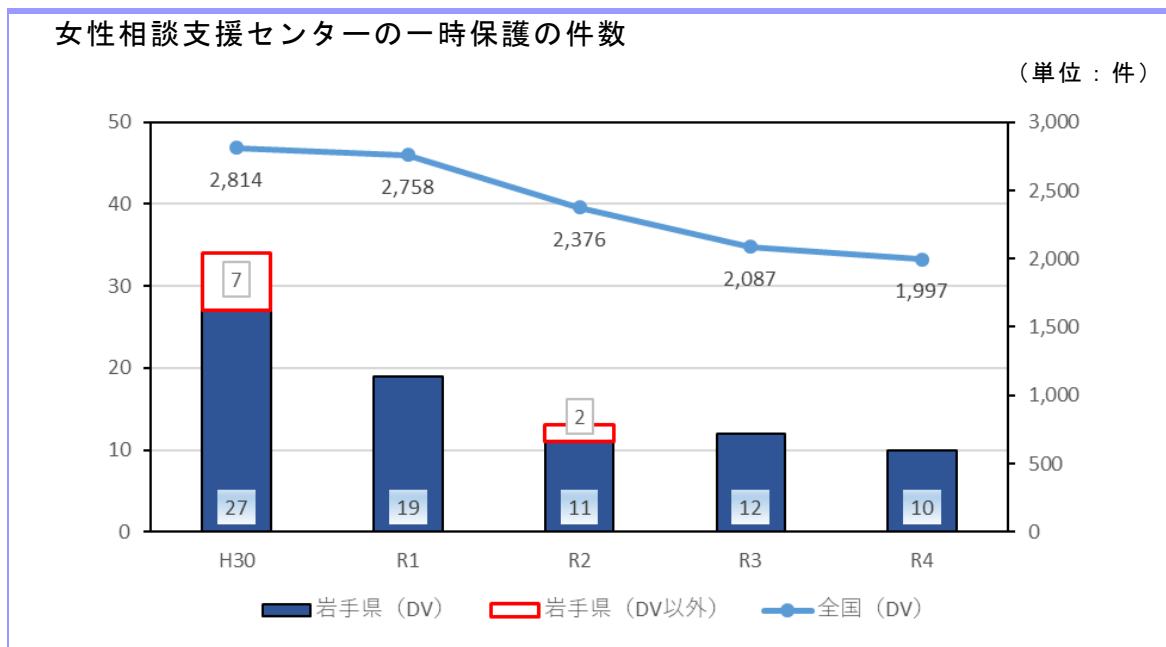


※ 岩手県子ども子育て支援室調



イ 一時保護の状況

DV被害者等の一時保護は、岩手県福祉総合相談センターで行っており、平成30年度の34件から令和4年度の10件へと減少傾向にあります。一時保護の多くはDV被害者であり、DV被害者以外の一時的保護は過去5年間では9件となっています。

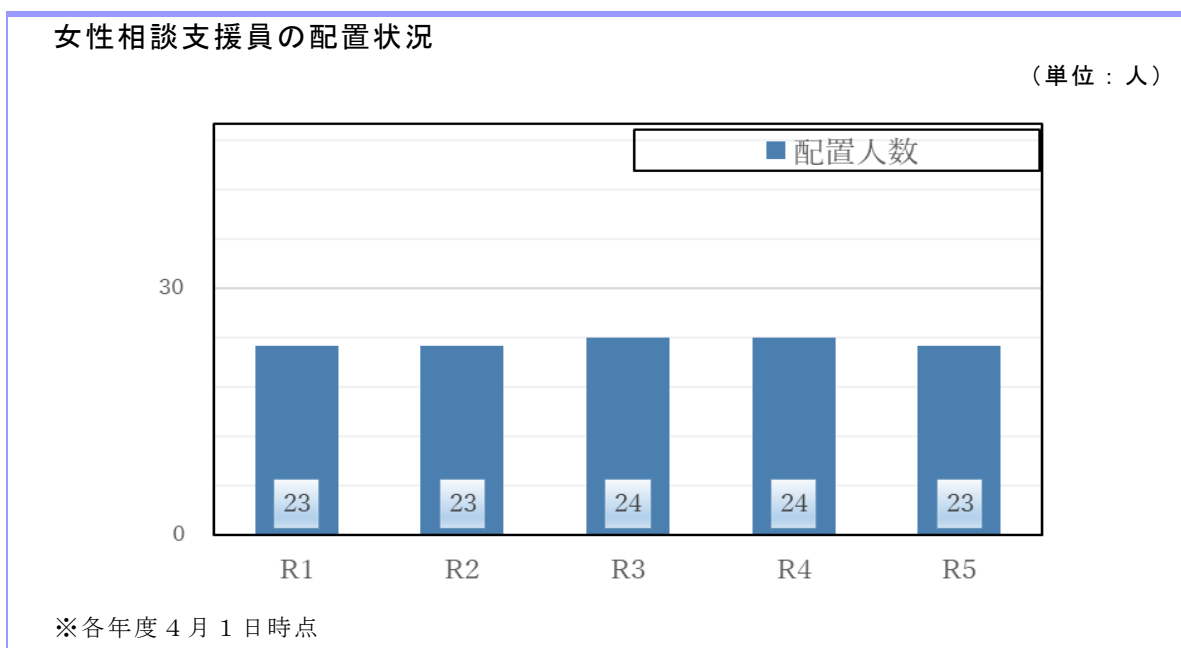


※ 岩手県は岩手県子ども子育て支援室調、全国は厚生労働省調

(3) 女性相談支援員（旧婦人相談員）について

ア 配置状況

本県の女性相談支援員（旧婦人相談員）の配置状況は、過去5年間で23人から24人の間で推移しています。

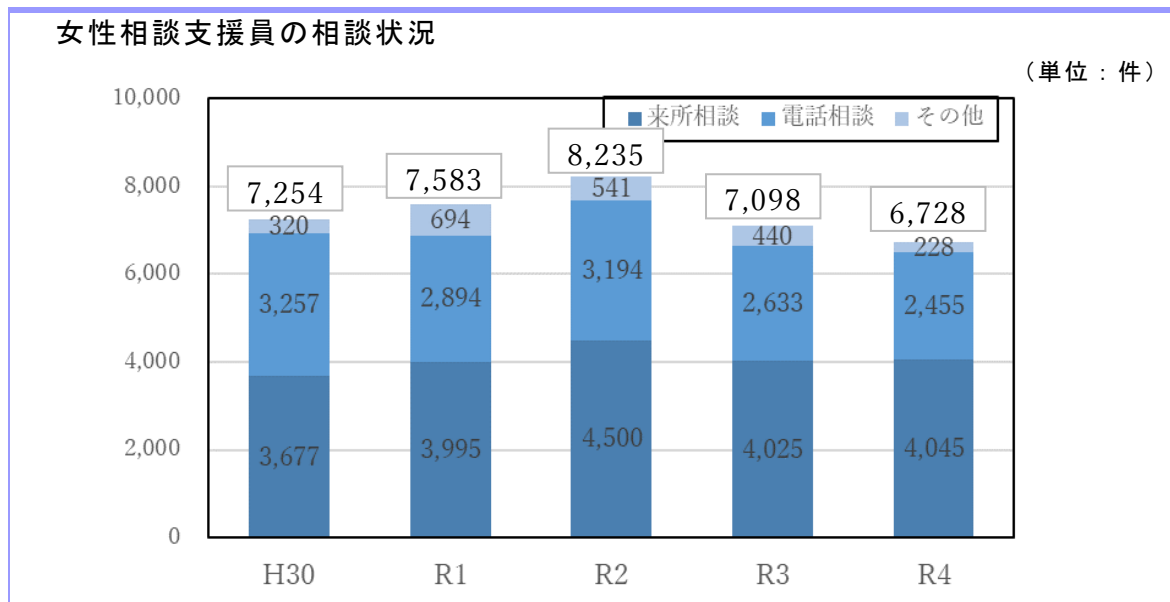


※各年度4月1日時点

※岩手県子ども子育て支援室調

## イ 相談の状況

岩手県福祉総合相談センター及び県内各市における女性相談支援員の相談件数は、令和4年度は6,728件であり、過去5年間は年間約7,000件前後で推移しています。相談対応の内容は来所相談が最も多く、電話相談もあります。



※ 岩手県子ども子育て支援室調

### コラム：民間団体等による女性からの相談対応の取組について

#### ○ よりそいホットライン

よりそいホットラインは、東日本大震災を契機として、地域社会や家族観が変容する中で、様々な生活困難を抱え、必要な支援にたどり着くことができず、社会的に孤立している方々が増加している状況を踏まえ、こうした方々の悩みを傾聴するとともに、具体的な問題解決を図っていくことを目的に、平成23年度から国の「寄り添い型相談支援事業」による補助金を受けて実施されている電話相談事業です。よりそいホットラインには、全国の約500の団体が協力・参画しており、相談内容に応じて、これらの機関の紹介、つなぎ支援が行われており、本県の団体も参画しているところです。

このほか、お悩みクラウド「Moyatter」やチャットルーム「もやもやルーム」など、若者が気軽にアクセスしやすいよう、SNSを活用した相談等も実施されています。(出典：平成28年度版自殺対策白書)

## 第3章 基本目標・施策の基本方向

### 1 基本目標

# “困難な問題を抱える女性が安心して暮らせる、暴力のない社会の実現”

困難な問題を抱える女性は、様々な原因により心にSOSや生きづらさを抱えており、こうした女性への理解と支援の輪が広がることで、誰もが安心して暮らせる地域社会の実現には重要です。

また、DVは重大な人権侵害であり、男女が平等でお互いを尊重し、対等な関係づくりを進める男女共同参画社会の実現を大きく阻害するものです。

この課題を克服するため、県では、「いわて男女共同参画プラン」において「女性に対するあらゆる暴力の根絶」及び「困難を抱えた女性への支援」に取り組むこととしています。

このことから、県民全ての人権が尊重され、安心して心豊かに暮らせるいわての実現のため、基本目標として

「困難な問題を抱える女性が安心して暮らせる、暴力のない社会の実現」を掲げることとします。

### 2 施策の基本方向

基本目標を達成するために、4つの施策の基本方向を定めて取り組んでいきます。

#### **施策Ⅰ 教育・啓発の促進**

支援対象者が相談できる窓口や活用できる施策について、積極的な周知に努めるほか、自己がかけがえのない個人であること、困難に直面した場合は支援を受けることができること等という意識の醸成を図るとともに、暴力を許さない社会づくりのために、人権尊重の意識を高める教育や男女平等の理念に基づく教育を推進するなど普及・啓発を図ります。

#### **施策Ⅱ 相談支援の充実**

相談支援は、支援対象者と支援者との間の信頼関係を築きながら、必要とする支援に適切につなげるための重要な過程です。支援対象者が、安心して身近なところで相談でき、また、同伴する子どもを含め、安全に保護されるよう、相談支援の充実を図ります。

### 施策Ⅲ 自立支援の充実

支援対象者の状況や希望、意思に応じて、必要な福祉的サービス等も活用しながら、安定的に日常生活や社会生活を営み、その人らしい暮らしを実現することができるよう、住宅の確保、就業支援などを行います。

### 施策Ⅳ 関係機関の協力・連携

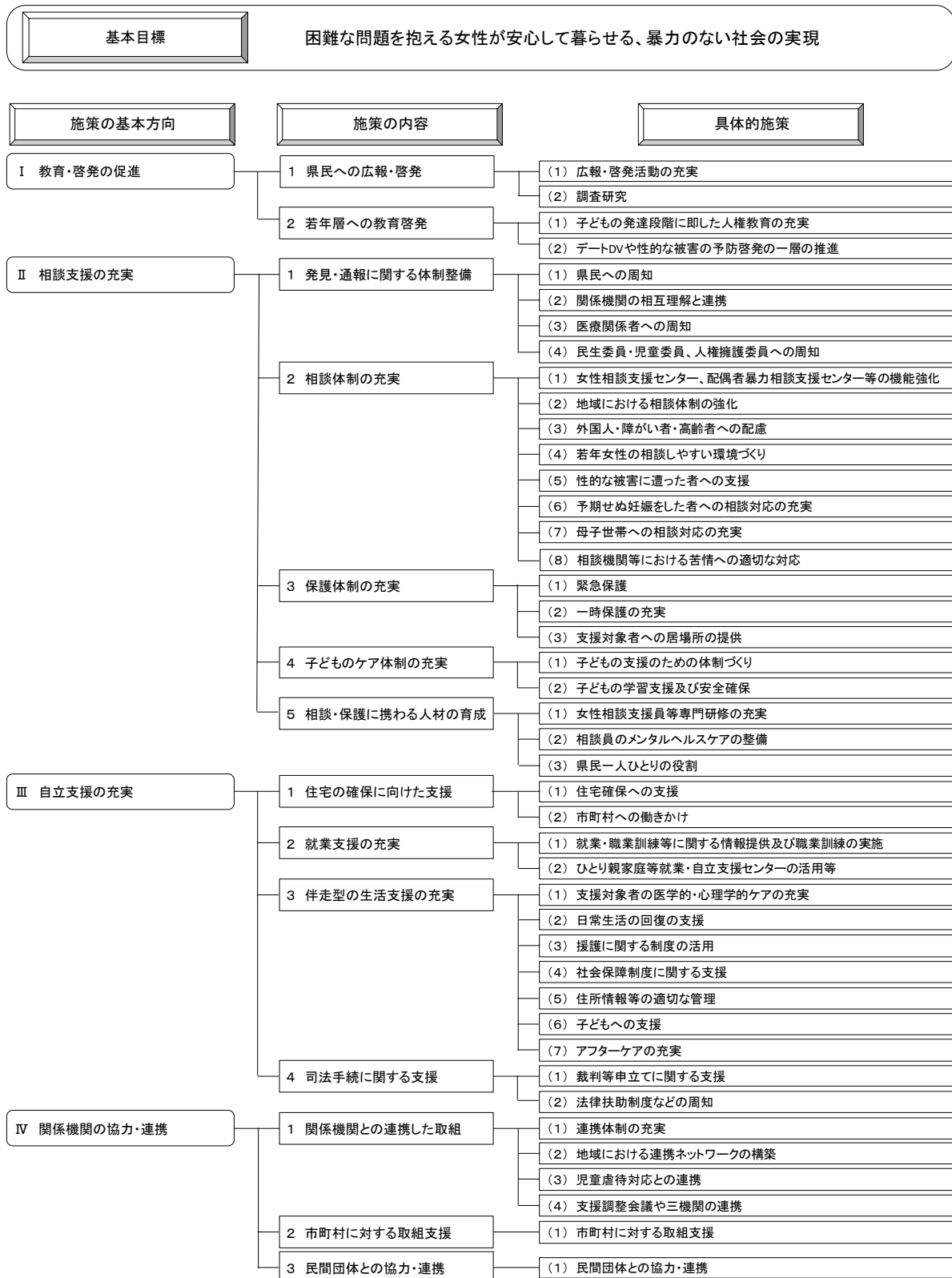
支援対象者の多様なニーズに応じて、地域の関係機関等の連携・協働による支援対象者への包括的かつ継続的な「つながり続ける」支援ができるよう、行政機関のみでは実施が難しい支援を行っている民間団体等との協働に努めます。

## 3 指標

本計画の進捗度を図るための指標を以下のとおりとします。

指 標		現状値 (R4)	目標値 (R10)
1	DV防止法の名称又は内容を知っている人の割合	R3 79.0%	90.0%
2	困難女性支援法の名称又は内容を知っている人の割合	-	45.0%
3	配偶者暴力相談支援センターや警察で相談やDV被害者保護を行っていることを知っている人の割合	R3 43.9%	80.0%
4	女性相談支援センター、女性相談支援員や民間団体が困難な問題を抱える女性の支援を行っていることを知っている人の割合	-	40.0%
5	女性自立支援施設の設置数	1	1
6	協働する民間団体数	9団体	9団体以上
7	支援調整会議設置市町村数	-	14市町村
8	デートDV出前講座受講者数(人)(累計)	2,206人	9,000人

## 4 施策の体系図



## 第4章 施策の内容

### 施策Ⅰ 教育・啓発の促進

支援対象者が相談できる窓口や活用できる施策について、積極的な周知に努めるほか、自己がかげがえのない個人であること、困難に直面した場合は支援を受けることができること等という意識の醸成を図るとともに、暴力を許さない社会づくりのために、人権尊重の意識を高める教育や男女平等の理念に基づく教育を推進するなど普及・啓発を図ります。

#### 1 県民への広報・啓発

##### 【現状と課題】

- ◇ 困難な問題を抱える若年女性は、悩みを抱え込む傾向が強く、行政等の公的機関への相談はハードルが高いなどの理由から、支援につながっていないことが指摘されています。一方、公的機関の支援窓口は、当事者からのアプローチを前提としたスタイルが多く、また若年層の生活やコミュニケーションスタイルに合わない相談方法となっていることから、困難な問題を抱える若年女性と出会う有効な機会となっていない現状があるとされています。
- ◇ DV防止のため、県では普及啓発資料の作成・配布、講演会の開催や出前講座、各種の広報媒体を活用した普及・啓発活動を実施しています。  
また、毎年11月の「女性に対する暴力をなくす運動」の期間にシンポジウムの開催等による啓発活動を行っています。
- ◇ DV相談件数は、概ね横ばいで推移していますが、潜在化するとされている被害者の顕在化を図る必要があります。
- ◇ 令和3年度に県が行った意識調査によると「配偶者暴力相談支援センターや警察で相談や被害者保護を行っていること」、「DV被害者を発見した人は、通報する努力義務があること」を知っている人の割合は、5割を下回っています。
- ◇ 近年、SNSなど、インターネット・スマートフォン等が急速に普及し、これを利用した交際相手からの暴力・性犯罪・売買春・人身取引等の暴力は一層多様化しています。また、利用者の低年齢化が進む中、SNS上でのネットを通じた性犯罪に巻き込まれる危険性が深刻化していることから、児童生徒が有害情報に触れることのないようフィルタリングに関する普及啓発等の取組を一層充実することや、発達段階に応じてインターネットを適切に活用する能力を育成することが必要になっています。
- ◇ 暴力を許さない社会に向けて、DV被害の実態の把握に努めるとともに、今後さらに効果的・効率的な手法を工夫しながら、広報・啓発を推進していく必要があります。

## 【具体的施策】

### (1) 広報・啓発活動の充実

- 啓発資料の作成・配布や、県のホームページ・新聞等の各種の広報媒体を活用するほか、「女性に対する暴力をなくす運動」期間等の機会を捉えて、広く県民への広報・啓発を行います。
- 広報啓発に当たっては、困難な問題を抱える女性への支援等と関連の深い「児童虐待防止」を含めた一体的な活動を進めます。
- 一般県民を対象とした困難な問題を抱える女性への支援等に関する講演会の開催や出前講座を実施します。
- 市町村や地域においても、地域住民に対する普及啓発や、困難な問題を抱える女性への支援等に関する講座などの各種の学習機会の提供が積極的に行われるよう働きかけます。
- メディアにおいて、性の商品化や暴力表現が人権を侵害することについて、意識啓発を図ります。
- 児童生徒を性的被害や有害情報から守るため、スマートフォンなどの情報端末のフィルタリングやインターネット利用のルールに関する普及啓発活動を、保護者や地域、関係団体等と連携して取り組みます。
- 適切な情報メディアへの対応について、各地域での主体的な取組を推進するため、青少年の指導的立場にある方々を対象にメディア対応能力養成講座を各地で開催するとともに、学校や自治会等の関係団体が自ら開催する研修会等に講師を派遣します。

### (2) 調査研究

- 困難な問題を抱える女性への支援等に係る施策の普及・啓発、効果的な支援の手法等については、国や他県における調査研究や、民間支援団体における取組状況の情報収集を行います。
- DVに関する県民の意識や実態についての調査を行い、被害者が必要としている支援のあり方について、検討を行います。

## 2 若年層への教育啓発

### 【現状と課題】

- ◇ 学校においては、学習指導要領等に基づき、子どもたちの発達段階に応じた人権教育に取り組んでいます。
- ◇ 県では、学校の教職員がDV予防教育を実施する際に使用する「いわてDV予防啓発プログラム」を活用し、学校への出前講座を行い、普及を図っています。
- ◇ 令和3年度に県が行った意識調査によると、女性に対する暴力を防止するためには、「家庭や学校で、命の大切さや男女平等について教育することが



必要」と回答している人が多く、引き続き、学校、家庭において、DVの予防啓発を図っていく必要があります。

- ◇ 配偶者間だけではなく、交際している男女間の暴力（いわゆるデートDV）も問題となっています。DVや性的な被害など、女性に対する暴力を根絶するため、若年層等を対象とした暴力の当事者とならないための教育や暴力防止に向けた啓発に取り組む必要があります。

### 【具体的施策】

#### (1) 子どもの発達段階に即した人権教育の充実

- 学校、家庭、地域における教育活動全体を通して、児童生徒が互いの人権を尊重する心や男女平等の意識を育むことができるよう、人権や人権擁護に関する知的理解を促し、人権感覚を醸成する教育を推進します。
- 学校の教員や保育所等の保育士を対象に、人権教育やDVに関する研修会を実施します。

#### (2) デートDVや性的な被害の予防啓発の一層の推進

- デートDVや性的な被害防止のための啓発リーフレットや教材を作成・配布し、若年層に対して「被害者、加害者にならないための予防啓発」を行います。
- DV予防啓発教材を活用して、高校生、大学生等を対象に研修会や出前講座を行います。
- 若年層への予防啓発のため、教職員や保護者が活用できる情報の提供を行います。
- 望まない妊娠・中絶や性感染症を防止するため、家庭・地域・学校・行政が連携し、性に関する教育や指導の推進を図ります。



## 施策Ⅱ 相談支援の充実

相談支援は、支援対象者と支援者との間の信頼関係を築きながら、必要とする支援に適切につながるための重要な過程です。支援対象者が、安心して身近なところで相談でき、また、同伴する子どもを含め、安全に保護されるよう、相談支援の充実を図ります。

### 1 発見・通報に関する体制整備

#### 【現状と課題】

- ◇ 県では、相談機関の周知を図るとともに、被害者の早期発見や相談機関等への通報が適切に行われるよう、パンフレットの作成・配布などにより啓発を行っています。
- ◇ 新型コロナウイルス感染症等の発生時においては、外出自粛、就労制限等によるストレスからDVの増加が懸念されるため、潜在化するとされている被害者の早期発見に努める必要があります。
- ◇ 令和3年度に県が行った意識調査によると、「DVの場に居合わせた児童が間接的に受ける精神的暴力を面前DVということ」を知っている人の割合は3割以下である一方、面前DVによる児童への心理的虐待事例が多いことから、DV被害者と児童の保護対策を進める必要があります。
- ◇ DVは、家庭内で行われることが多く、外部から発見することが困難であることから、県民に対して通報に関する周知を図るとともに、医師など関係者からの通報や被害者への適切な情報提供が行われるよう、連携協力を進める必要があります。
- ◇ 支援対象者が、できる限り早期に相談支援を行う窓口につながり、必要な支援を受けることができるよう、女性相談支援センターや女性相談支援員、民間団体に相談や支援を求めることが可能であることについて広く周知を行う必要があります。
- ◇ 医療関係者のDV防止に対する理解促進を図り、被害者の早期発見が図られるよう、医療関係者向けマニュアルを配布しています。
- ◇ 暴力を発見しやすい立場にある医師や民生委員・児童委員、民間団体等を構成員とする「岩手県困難な問題を抱える女性への支援等連絡協議会（困難女性支援法第15条に基づく支援調整会議及びDV防止法第5条の2に基づく協議会）」において、関係者との連携を図り、総合的かつ効果的な施策を推進するための情報共有や検討を行っていく必要があります。

#### 【具体的施策】

- (1) 県民への周知

- 啓発資料の作成・配布や、県のホームページ・新聞等の各種広報媒体を活用するほか、「女性に対する暴力をなくす運動」期間等の機会を捉えて、広く県民への広報・啓発を行います。(再掲)
- 一般県民を対象とした困難な問題を抱える女性への支援等に関する講演会の開催や出前講座を実施します。(再掲)
- DV被害者の発見・通報に活用できるよう、配偶者暴力相談支援センターなどの相談機関を記載した「普及カード」等を作成し、公共施設や大型店など、広く県民の目に触れる場所に掲示します。
- 女性相談支援センターや女性相談支援員を配置する機関、配偶者暴力相談支援センター、市町村、警察、児童相談所等の機関が連携し、ネットワークを活用した支援対象者の情報収集や早期発見、支援に努めます。
- 予期せぬ妊娠に関する相談や、性暴力等の被害相談、DV相談等に関する、電話やメール、来所などの相談支援窓口について、女性相談支援センターや配偶者暴力相談支援センター、市町村、県の広報媒体等を通じて、広く県民に周知します。

### (2) 関係機関の相互理解と連携

- 女性相談支援センターや女性相談支援員を配置する機関、配偶者暴力相談支援センター、市町村、警察、児童相談所等の機関が連携し、ネットワークを活用し困難な問題を抱える女性への支援等を進めます。
- DV問題は、児童虐待との関連が深いことから、関係機関におけるDV、児童虐待の特性並びに連携の在り方に対する相互理解により、実効性の向上に努めます。

### (3) 医療関係者への周知

- 岩手県困難な問題を抱える女性への支援等連絡協議会などを通じて、医療機関や医師会等との連携ネットワークの構築を図ります。
- 支援対象者の早期発見が図られるよう、医療関係者向けマニュアルを活用し、困難な問題を抱える女性への支援等に対する理解促進を図ります。

### (4) 民生委員・児童委員、人権擁護委員への周知

- 民生委員・児童委員と人権擁護委員に対し、岩手県困難な問題を抱える女性への支援等連絡協議会などを通じて、困難な問題を抱える女性等に関する情報提供への理解と協力を働きかけます。
- 民生委員・児童委員に対する研修会等の機会を通じて、困難な問題を抱える女性への支援等について、理解促進を図ります。

## 2 相談体制の充実

### 【現状と課題】

- ◇ 県は岩手県福祉総合相談センターに女性相談支援センター（旧婦人相談所）を設置しているほか、女性相談支援員（旧婦人相談員）が県及び市に配置されており、相談体制の整備が図られています。また、県や市が配置している女性相談支援員を対象とする研修等を実施し、資質向上を図っています。
- ◇ 県では、「配偶者暴力相談支援センター」として岩手県福祉総合相談センターを平成14年4月に指定したほか、平成18年4月には広域振興局の保健福祉環境部等と岩手県男女共同参画センターを指定し、相談体制の整備を図るとともに、研修会の開催、相談対応マニュアルの作成・配布などにより、相談員等の資質向上を図っています。
- ◇ 支援対象者からの相談の内容は、複雑多岐にわたることから、相談員等により一層の資質向上や関係機関との連携強化などの取組を進めていく必要があります。
- ◇ 東日本大震災津波の影響や、近年多発する自然災害、新型コロナウイルス感染症等に伴う生活様式の影響を注視し、適切に対応することが必要です。
- ◇ 外国人や障がい者、高齢者からの相談があった場合は関係機関と連携しながら対応しています。外国人・障がい者・高齢者など多様な支援対象者が、適切な支援を迅速に受けられるよう、関係機関と連携した相談体制の充実を図る必要があります。
- ◇ 全国的には、若年女性が性の商品化の対象として扱われることも多い状況にあるとされており、相談しやすい環境の整備が必要です。

### 【具体的施策】

- (1) 女性相談支援センター、配偶者暴力相談支援センター等の機能強化
  - 女性相談支援センターは、支援対象者の立場に立った相談対応を行うとともに、必要な場合はより適切な対応が可能な機関へつなぐ等の支援を行います。
  - 支援対象者の意向を尊重し、一人ひとりの状況に適切に対応できるよう、女性相談支援員に対する基礎的な研修や専門研修を継続して実施し、資質の向上を図ります。
  - 女性相談支援員のほか、民間団体等で相談に携わる方や各広域振興局、市町村の担当職員等に対しても、専門研修への参加を働きかけ、困難な問題を抱える女性への支援等の対応力の向上を図ります。
  - 「困難な問題を抱える若年女性に対する支援スタートアップマニュアル〔第1.0版〕」など、困難な問題を抱える女性への支援等に関する国からの情報を、関係機関に積極的に共有するほか、DV相談対応に

における基礎的な知識と心構えをまとめた「DV相談対応マニュアル」を随時改訂するなど、相談対応の充実を図ります。

- 多様化する相談ニーズに対応するため、岩手県福祉総合相談センターにおいては、弁護士による法律相談や、困難な問題を抱える女性等の支援対象者やその同伴家族に対し、精神科嘱託医や児童心理司によるカウンセリングを実施します。
- DV被害者と同様に、交際相手からの暴力の被害者に対しても、地域の女性相談、青少年相談窓口等と連携を図りながら、被害相談を受け付け、適切な助言、情報提供を行っていきます。

### (2) 地域における相談体制の強化

- 支援対象者の相談や保護に当たり、女性相談支援センター、女性相談支援員を配置する機関、配偶者暴力相談支援センター、市町村、警察署、児童相談所等が連携・協力して対応するために、相談窓口や支援に関する情報共有を図ります。
- 性的な被害に遭った者や予期せぬ妊娠をした者などを含む困難な問題を抱える女性への支援等に向けて、市町村等に対し相談窓口の一元化や、支援対象者に寄り添った支援の実施などの適切な対応を働きかけます。
- 支援対象者の相談や支援に携わる市町村等の職員に対する研修を行い、職員の資質向上を図ります。
- 「困難な問題を抱える若年女性に対する支援スタートアップマニュアル〔第1.0版〕」など、困難な問題を抱える女性への支援等に関する国からの情報を、関係機関に積極的に共有するほか、DV相談対応における基礎的な知識と心構えをまとめた「DV相談対応マニュアル」を随時改訂するなど、相談対応の充実を図ります。（再掲）
- 東日本大震災の被災地や大規模災害等が発生した際には、避難所や応急仮設住宅、災害公営住宅などにおいて相談窓口等の周知を図られるよう、困難な問題を抱える女性への支援等に関する情報提供を行います。
- DV被害者は女性に限らないことから、性別を問わずDV被害者のニーズに応じた相談対応を行います。

### (3) 外国人・障がい者・高齢者への配慮

- 女性相談支援センターや配偶者暴力相談支援センターにおいては、外国人の支援対象者への適切な対応を図るため、外国語通訳を確保します。
- 外国人の支援対象者に対し、相談窓口職員による関係機関への同行など、必要な支援が円滑に行われるよう配慮します。
- 外国人の支援対象者の帰国などにおいて国際協力を要する場合、国際

移住機関（IOM）と連携を図ります。

- 視聴覚に障がいのある支援対象者に対応するため、障がいに応じた意思疎通支援を行います。
- 精神障がい、知的障がい、発達障がい等の障がいや精神保健に関する課題を抱える者の対応に当たっては、医療機関（特に精神科）、保健所、市町村保健センター、岩手県精神保健福祉センター、岩手県発達障がい者支援センター、障がい者に係る市町村の基幹相談支援センターなどと緊密な連携を図ります。
- 高齢者への相談支援等を行う市町村及び地域包括支援センター職員に対し、会議及び研修会等の機会を通じて困難な課題を抱える女性への支援等への理解促進を図るとともに関係機関と連携して対応します。

### (4) 若年女性の相談しやすい環境づくり

- 様々な事情から自身の性を売り物にせざるを得ない女性など、多様な困難を抱えた女性等が必要な支援につながるよう、相談窓口の周知を図るとともに、相談体制の整備や支援に携わる関係者への男女共同参画の視点の理解促進など、相談しやすい環境の充実に向けた取組を推進します。
- 困難な課題を抱えていても、行政機関に相談するのはハードルが高い等と感じる女性に対し、民間団体による、気軽に立ち寄り、安心して自分の気持ちや悩みを話すことができ、他の女性達とも交流できるような場の提供に努めます。
- インターネットの活用や巡回等によるアウトリーチは、困難な課題を抱える女性がいると想定される場所へ直接出向き、探し、声をかけ、問題解決を焦らずに根気強く信頼関係を築く中で支援につなげていくものであり、支援を必要としながらも相談につながりにくい幅広い年齢層の対象者の早期把握に有効かつ重要です。このため、インターネットの活用を推進するとともに、女性を巡る本県の状況の推移を見ながら、アウトリーチの実施等について検討していきます。

### (5) 性的な被害に遭った者への支援

- 性的な被害に遭った者の心身の負担を軽減し、健康の回復を図るため、産婦人科・精神科医療、相談等の総合的支援を関係機関が連携して行う「はまなすサポート」や市町村等により、切れ目のない支援の充実に図ります。
- 性的な被害により、尊厳を著しく傷つけられた女性には、時間をかけて、これらの暴力等の構造から離脱し、安心できる安定的な生活を確立し、心身の健康の回復を図っていくことが必要です。このため、女性相談支援センターが、各種の社会福祉サービスの調整等を担当す



る市町村の女性相談支援員等と連携を図りながら支援を進めます。

(6) 予期せぬ妊娠をした者への相談対応の充実

- 性的な被害に遭った者や予期せぬ妊娠をした者などを含む困難な問題を抱える女性への支援等に向けて、市町村等に対し相談窓口の一元化や、支援対象者に寄り添った支援の実施などの適切な対応を働きかけます。(再掲)
- 妊娠・出産・中絶等のどの段階においても、相手との関係性や支援対象者の年齢、家庭状況、就労・経済状態などにより支援のニーズが多様であることや、今後の支援対象者の生活設計への影響が大きいこと、性暴力や性的虐待、性的搾取などの性的な被害経験や母体の危険性、緊急対応の必要性などに配慮する必要があることから、支援対象者の意思決定過程を支えながら、適切な専門機関や民間団体、支援施策と緊密に連携して支援を行います。

(7) 母子世帯への相談対応の充実

- ひとり親家庭等の多様なニーズに対応し、支援が必要な家庭のサービスの有効活用を促進するため、ひとり親家庭の支援に取り組む関係機関等のネットワークを構築するとともに、民間団体や関係機関の緊密な連携による包括的な相談支援体制を整備し、伴走型の支援を推進します。
- 母子・父子自立支援員等の家庭訪問による相談対応や、関係機関との連携による地域に出向いた相談事業の実施、就労等により日中の相談が難しいひとり親家庭等に柔軟に対応できる相談支援体制の整備等を図るなど、相談機能の充実を図ります。

(8) 相談機関等における苦情への適切な対応

- 支援対象者の相談や保護などの職員の対応に関して苦情の申し出を受けた場合は、各相談機関等において、迅速かつ適切な処理を行います。

### 3 保護体制の充実

#### 【現状と課題】

◇ 岩手県福祉総合相談センターでは、支援対象者やその同伴する家族が、心身の健康の回復や自立に向けた援助が必要である場合、24時間体制で一時保護を行っています。

また、同センターでは精神科嘱託医相談の実施により、支援対象者の医学的ケア及びカウンセリングを行っています。

- ◇ 県では、緊急に保護を求めてきた支援対象者を直ちに一時保護所に保護できない場合には、緊急避難的に利用するホテルなどの宿泊場所を確保し、提供しています。
- ◇ 加害者からの追及が激しく、他県に避難するケースもあることから、県域を越えた連携を図っています。
- ◇ 今後も支援対象者の安全確保を最優先に、緊急保護や一時保護を行っていく必要があります。
- ◇ 加害者から支援対象者への追及に対する安全確保については、警察など関係機関との連携を密にし、情報共有を図りながら対応していく必要があります。

### 【具体的施策】

#### (1) 緊急保護

- 支援対象者の安全確保を最優先に、24時間体制で保護を行います。
- 一時保護所から遠隔地に居住する支援対象者の保護に当たっては、広域振興局等の配偶者暴力相談支援センター、市町村、警察署が協力・連携して対応するなど安全な移送体制の整備を図ります。
- 移送に当たっては、複数の職員や女性職員による対応など、支援対象者に配慮した移送体制の整備を図ります。
- ケガや疾病を抱えた支援対象者に、医療的なケアが適切に行われるよう受診体制の充実を図ります。
- 緊急に保護を求めてきた支援対象者を直ちに一時保護所に保護できない場合において、緊急避難的に利用するホテルなどの宿泊場所を確保し提供します。
- 支援対象者の希望に応じて、カウンセリングを含めた治療のため、医療機関（精神科）につなげるなど心理的なケアを図ります。

#### (2) 一時保護の充実

- DVやストーカー被害者のほか、心理的虐待など帰宅により心身に影響を及ぼすおそれがある場合など保護することが必要と認められる支援対象者に対して、一時保護を行います。
- 支援対象者の心理的なケアのため、希望に応じて心理面接等を実施します。
- 支援対象者の安全確保のため所轄警察署と連携を密にし、一時保護所の警備体制の充実を図ります。
- 一時保護の期間における支援や援助については、入所者の状況により、事案に応じた弾力的な対応を図ります。
- 加害者の追及から逃れるため、他県に避難するケースもあることから、県域を越えた連携を図ります。

- 民間シェルターについて、他都道府県の状況について情報収集を行います。
- 支援対象者及びその同伴家族の多様な状況に応じた適切な保護のため、一時保護所の施設・設備の充実を図ります。
- 18歳未満の児童の保護については、児童相談所の対応が基本となりますが、児童買春やJKビジネス等の事例など女性相談支援センターによる支援が適切な場合は、児童相談所、市町村等と協議・連携して対応を検討します。

### (3) 支援対象者への居場所の提供

- 困難な課題を抱えていても、行政機関に相談するのはハードルが高い等と感じる女性に対し、民間団体による、気軽に立ち寄り、安心して自分の気持ちや悩みを話すことができ、他の女性達とも交流できるような場の提供に努めます。
- 困難な問題を抱える女性が、居所が一定しない、あるいは、居住地に戻ることで自体に困難を抱える場合もあります。こうした場合、未成年である若年女性に関しては、保護者の居住地を管轄する児童相談所が一時保護を行う（女性自立支援施設に対する一時保護委託の検討を含む。）こととなっていますが、成人女性に関しては、女性の現在地の女性相談支援センターが一時保護の判断を行います。
- 支援対象者が妊産婦の場合は、保健所や市町村のこども家庭センター等と連携して、妊婦検診等の受診状況を確認し受診につなげます。また、出産前後の安全な居場所を確保するため、必要に応じて、女性相談支援センターの一時保護や母子生活支援施設、女性自立支援施設等の利用を検討します。

## 4 子どものケア体制の充実

### 【現状と課題】

- ◇ 支援対象者に子どもがいる場合は、児童相談所等と連携し、子どもに対する心のケアや学習面のサポートを行っています。
- ◇ 子どもの目の前で行われるDVは、児童虐待に該当するとともに、子どもの成長過程に大きな影響を及ぼすことから、子どもの心のケアや適切な教育、保育環境の確保などをさらに充実することが必要です。
- ◇ DVにより子どもが直接、虐待を受けているケースがあることから、児童相談所等との連携が必要です。
- ◇ 学校や保育所等、子どもに関わる様々な立場の関係者に、困難な問題を抱える女性への支援等についての理解を促進するとともに、子どもの安全確保や心のケアに配慮するよう協力を求めていく必要があります。



### 【具体的施策】

#### (1) 子ども支援のための体制づくり

- 支援対象者が同伴する子どもについては、その子どもの状況を十分に把握し、児童心理司による心理面接や、必要に応じて医師による心理面接等、児童相談所等関係機関の連携のもと、子どもの心のケアを図ります。
- 支援対象者の子どもに、必要に応じてスクールカウンセラーによる心のケアを行うほか、スクールソーシャルワーカーによる子どもを取り巻く環境の調整に努めます。
- 女性相談支援センターや配偶者暴力相談支援センター、市町村、警察、児童相談所等の機関が連携し、児童の保護を視野に入れた困難な問題を抱える女性への支援等を進めます。
- 学校の教員や保育所等の保育士を対象に、人権教育やDVに関する研修会を実施します。(再掲)
- 同伴児童が年長の男児等である場合、一時保護に当たって母子分離が行われるケースもあることから、親子で入所可能な施設等に一時保護を委託するなど母子分離を防ぐよう努めます。
- 子ども食堂などの「子どもの居場所」を全市町村へ拡大するため、子どもの居場所づくりに取り組む団体の連携組織である「子どもの居場所ネットワークいわて」を通じた開設・運営に関する支援や、市町村と連携した立上げ等への補助を実施し、子どもの居場所づくりを行う民間団体等を支援します。

#### (2) 子どもの学習支援及び安全確保

- 一時保護期間中における支援対象者の子どもの学習機会を確保するため、一時保護所に「一時保護所児童対応指導員(教員OB等)」の配置を行うとともに、状況に応じてオンラインを活用した授業参加などを検討するほか、児童相談所等との連携を図ります。
- 安全確保の観点から、学校に通学させることが困難である場合には、一時保護所において適切な学習機会を提供できるよう、市町村教育委員会や学校と教材の提供や指導方法の教示を受けるなどの連携を図ります。

## 5 相談・保護に携わる人材の育成

### 【現状と課題】

- ◇ 現在、市町村や民間団体、関係機関、県などの相談員は、様々な立場で支援対象者の相談・保護に携わっています。
- ◇ 支援対象者への対応に当たっては、特性や支援対象者の置かれた立場を十

分に理解し、不適切な対応によるさらなる被害（二次的被害）を防止しながら、支援対象者のニーズに応じた支援を行う必要があるため、県では、相談員等を対象とした研修や、DV相談対応マニュアルの作成・配布により、相談員等の資質向上を図っています。

- ◇ 相談員等が支援対象者への支援業務に携わる中で「代理受傷」や「バーンアウト（燃え尽き）」状態など心身の健康を損なうことがあるため、ケース会議やスーパーバイザーなどによる専門研修を実施するなどの支援を充実させる必要があります。
- ◇ 県民を対象とするセミナー等の開催により、県民一人ひとりが、支援対象者を発見した場合に相談や支援につなげる情報を提供できる人材として育成する必要があります。

### 【具体的施策】

#### (1) 女性相談支援員等専門研修の充実

- 支援対象者の意向を尊重し、一人ひとりの状況に適切に対応できるよう、女性相談支援員に対する基礎的な研修や専門研修を継続して実施し、資質の向上を図ります。（再掲）
- 女性相談支援員のほか、民間団体等で相談に携わる方や各広域振興局、市町村の担当職員等に対しても、専門研修への参加を働きかけ、困難な問題を抱える女性への支援等の対応力の向上を図ります。（再掲）
- 「困難な問題を抱える若年女性に対する支援スタートアップマニュアル〔第1.0版〕」など、困難な問題を抱える女性への支援等に関する国からの情報を、関係機関に積極的に共有するほか、DV相談対応における基礎的な知識と心構えをまとめた「DV相談対応マニュアル」を随時改訂するなど、相談対応の充実を図ります。（再掲）

#### (2) 相談員のメンタルヘルスケアの整備

- 相談員の代理受傷やバーンアウトなどの精神的な負担を軽減するため、関係機関のスーパーバイザー等による専門研修等により、相談員のメンタルヘルスケアの充実を図ります。

#### (3) 県民一人ひとりの役割

- 県民一人ひとりが、支援対象者を相談窓口へ導く支援者となるよう、理解促進や意識啓発を図るための研修会を開催します。

### 施策Ⅲ 自立支援の充実

支援対象者の状況や希望、意思に応じて、必要な福祉的サービス等も活用しながら、安定的に日常生活や社会生活を営み、その人らしい暮らしを実現することができるよう、住宅の確保、就業支援などを行います。

#### 1 住宅の確保に向けた支援

##### 【現状と課題】

- ◇ 支援対象者が自立するためには居住の安定を図ることが大切です。県では経済的事情などにより住宅の確保が困難なDV被害者を、県営住宅への優先入居の対象としています。
- ◇ また、居住先が見つからない支援対象者について、女性自立支援施設（旧婦人保護施設）や母子生活支援施設における中長期的な支援を実施しています。
- ◇ 今後においても住宅に困窮する支援対象者に対して、各種支援制度の周知を図る必要があります。
- ◇ また、市町村に対しても、公営住宅への優先入居などを働きかけていく必要があります。

##### 【具体的施策】

#### (1) 住宅確保への支援

- DV被害者を県営住宅への優先入居の対象として入居者定期募集を実施するとともに、緊急を要する場合には一時避難先としての利用を図ります。
- 住宅の確保のための資金を必要とする場合に、母子福祉資金等（転宅資金）の利用について情報提供を行います。
- 民間賃貸住宅への入居に際して、必要となる保証人が確保できない場合の支援制度に関する情報の提供を行います。
- 居住先が見つからない支援対象者について、女性自立支援施設（旧婦人保護施設）や母子生活支援施設における中長期的な支援を実施します。
- 女性自立支援施設を安心して利用できるよう、入所前の相談や、見学、体験宿泊等について検討します。また、女性自立支援施設として中長期的な専門的支援が行えるよう検討します。
- 女性自立支援施設への入所を拒む理由の一つとなっているスマートフォン等の通信機器の使用制限について、「婦人相談所一時保護所及び婦人保護施設における携帯電話等通信機器の使用に関する基本的対応方針」などを参考にしながら検討を行います。

(2) 市町村への働きかけ

- 市町村に対し、DV被害者を公営住宅への優先入居の対象とするほか、緊急を要する場合には一時避難先として利用できるよう働きかけます。

## 2 就業支援の充実

### 【現状と課題】

- ◇ 経済的な自立をめざす支援対象者のために、ジョブカフェ等において、キャリアカウンセリングや研修等の実施、求人や職業訓練等に関する情報提供を行っています。
- ◇ また、ひとり親家庭等就業・自立支援センターやハローワーク等と連携した就業先の確保、利用可能な福祉制度等の情報提供などの支援を行っています。
- ◇ 県のホームページに、働きたい女性を支援するために「いわて女性の活躍応援サイト」を設けています。
- ◇ 今後も支援対象者の就業支援のために、求人等の情報提供や就業相談など、多様な支援を行っていく必要があります。

### 【具体的施策】

(1) 就職・職業訓練等に関する情報提供及び職業訓練の実施

- 広域振興局等の就業支援員等による就業相談等を行い、ジョブカフェにつなぐことで、キャリアカウンセリングや研修等の実施、求人や職業訓練等に関する情報提供を行い、就業を支援します。
- 「いわて女性の活躍応援サイト」による情報提供を行います。
- 就業に当たって必要な知識・技術等を得ようとする場合には、職業能力や技術取得の情報を提供します。
- 母子家庭の母等を対象とした就業支援のための職業訓練や女性の就業支援を行う技術講習等を行います。
- ハローワーク等の就職斡旋機関に対し、支援対象者への配慮を要請します。
- 支援対象者の求職活動に際し、面接等に必要な交通費や同伴乳児の託児費用などの支援を行います。

(2) ひとり親家庭等就業・自立支援センターの活用等

- 母子・父子自立支援員等による自立支援プログラムの策定や、ひとり親家庭等就業・自立支援センターの就業相談による企業訪問、就業支援講習会等の実施、岩手労働局等の関係機関との連携により、ひとり親家庭の保護者の就労を支援します。

- ひとり親家庭の保護者に対し、教育訓練や資格取得を支援する給付金等の支援制度の周知を図るとともに、その活用を促進します。
- ひとり親支援に関わる民間を含めた関係機関等のネットワーク化を図り、ひとり親家庭の保護者のスキルアップや就労を包括的に支援します。

### 3 伴走型の生活支援の充実

#### 【現状と課題】

- ◇ 女性は、非正規雇用の割合が高いことなど、経済社会における男女が置かれた状況の違い等を背景として、貧困等による生活上の困難に陥りやすい状況にあります。
- ◇ ひとり親家庭や若者、就職氷河期世代、高齢者、障がい者など、貧困等による生活上の困難に直面する女性が社会的なつながりを回復し、自立に向かえるよう支援が必要です。
- ◇ 岩手県子どもの生活実態調査では、特に母子世帯において、厳しい生活実態が浮き彫りとなったほか、公的支援施策の周知が行き届いていないことや、公的相談窓口が十分に活用されていないことなどが明らかとなりました。ひとり親世帯の保護者の多様な相談支援ニーズに対応するため、民間を含めた関係機関等のネットワーク化を図るとともに、包括的な相談支援体制を構築する必要があります。
- ◇ 加害者からの追及や、今後の生活への不安、心的外傷後ストレス障害等を抱え、心のケアが必要なDV被害者に対し、岩手県福祉総合相談センターでは希望に応じて心理面接等を実施し、医療機関（精神科等）につなげるなどの支援を行っています。
- ◇ また、配偶者暴力相談支援センターにおいて、一時保護から自立を目指す被害者に対し、生活困窮者自立支援制度や生活保護制度、健康保険・年金等の社会保障制度について、事案に応じた情報提供や助言などの支援を行っています。
- ◇ DV被害者の安全確保のため、DV被害者の居所等が加害者に知られることのないよう、情報の保護にも取り組んでいます。
- ◇ 今後とも支援対象者の心のケアの充実を図るとともに、生活の支援を充実していく必要があります。

#### 【具体的施策】

##### (1) 支援対象者の医学的・心理学的ケアの充実

- 支援対象者のニーズにより、市町村や関係機関と連携を図りながら、健康相談や心理面接等、あるいは医学的治療につなげるなどの支援を行います。



(2) 日常生活の回復の支援

- 安心できる生活環境や信頼できる人間関係の中に置かれてこなかった支援対象者に対しては、支援につながるまでの間、安心できる生活環境と信頼できる人間関係の中で、支援者や他の入所者と共に生活を送る日々を重ねることにより、その人らしく生きることへの希望につなげていくことが重要であり、こうした女性に対する支援の実施に向けて、女性自立支援施設が民間団体と連携して施設の有効活用を図る等の社会福祉資源を増やすことも検討していきます。
- 社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者に対し、関係機関・団体による「子ども若者自立支援ネットワーク会議」を開催し、連携しながら適切な支援を行います。

(3) 援護に関する制度の活用

- 生活困窮者自立支援制度や、生活保護制度に関する情報提供や手続の助言を行います。
- 自立に当たって必要となる当面の生活資金など、生活保護費などが給付されるまでの間のつなぎ資金として支援を行います。

(4) 社会保障制度に関する支援

- 国民健康保険や国民年金の変更等の手続が必要な被害者に対し、その手続に関する情報提供や助言を行うとともに、市町村窓口への連絡などの援助を行います。
- 公的扶助と保険料免除制度の関係について、情報提供を行います。
- ひとり親家庭等の多様なニーズに対応し、支援が必要な家庭のサービスの有効活用を促進するため、ひとり親家庭の支援に取り組む関係機関等のネットワークを構築するとともに、民間団体や関係機関の緊密な連携による包括的な相談支援体制を整備し、伴走型の支援を推進します。(再掲)

(5) 住所情報等の適切な管理

- 市町村に対し、「住民基本台帳の閲覧の制限」や「住民票及び戸籍の附票の写しの交付制限」に関する適切な運用を行うよう助言します。
- 市町村に対し、国民健康保険や国民年金、保育所の入所や学校関係の手続窓口において、支援対象者や同伴家族の住所等の情報について適切な管理を行うよう助言します。

(6) 子どもへの支援

- 市町村に対し、支援対象者の子どもの区域を越えた就学・保育について、弾力的な受入れが行われるよう働きかけます。

- 保護命令が発令された場合は、安全対策のために加害者などの問合せに応じないなど適切な対応が行われるよう、関係機関と連携して学校に対して理解と協力を求めます。
- 子ども食堂などの「子どもの居場所」を全市町村へ拡大するため、子どもの居場所づくりに取り組む団体の連携組織である「子どもの居場所ネットワークいわて」を通じた開設・運営に関する支援や、市町村と連携した立上げ等への補助を実施し、子どもの居場所づくりを行う民間団体等を支援します。(再掲)

#### (7) アフターケアの充実

- 女性自立支援施設に入所した者は、退所した後についても、仕事や生活で行き詰まりを感じたり、悩みを抱えたりするなど、断続的な支援を必要とする可能性もあります。そのため、退所後も安定して自立した生活が営めるよう、女性自立支援施設は市町村とも連携しつつ退所した者と定期的に連絡を取る等の継続的なフォローアップや相談その他の援助を行っていきます。
- 退所後に再び困難な状況に陥った際に、できる限り早く状況を察知し、再度の支援を円滑に実施できるよう、アフターケアに関わる女性相談支援センターや女性自立支援施設、女性相談支援員等は緩やかにつながり続ける支援が重要である旨を十分意識します。

## 4 司法手続に関する支援

### 【現状と課題】

- ◇ 岩手県福祉総合相談センター（女性相談支援センター）や岩手県男女共同参画センターにおいては、弁護士による法律相談を定期的に行っています。
- ◇ 配偶者暴力相談支援センターにおいては、弁護士会等の法律相談窓口や日本司法支援センターの民事法律扶助制度などの情報提供を行っています。
- ◇ 司法の場で更なる被害（二次的被害）を受けないよう、関係機関へ相談員等が付添うなどの支援を行う必要があります。

### 【具体的施策】

#### (1) 裁判等申立てに関する支援

- 司法の場などで更なる被害（二次的被害）を受けないよう、関係機関へ相談員等が付添いを行うなどの支援を行います。
- 岩手県福祉総合相談センターや岩手県男女共同参画センターにおいて、定期的に弁護士による法律相談を行います。
- 自立に向け、離婚しようとする被害者に対し、離婚調停に要する費用の支援を行います。

(2) 法律扶助制度などの周知

- 弁護士会等の法律相談窓口や日本司法支援センター（通称：法テラス）の民事法律扶助制度※などの情報提供を行うほか、必要に応じて、法テラスの実施するDV等被害者法律相談援助への取次等を行います。

---

※ 法律扶助制度：国民の権利の平等な実現を図るために、法律の専門家による援助や、裁判のための費用を援助する制度。

---



## 施策Ⅳ 関係機関の協力・連携

支援対象者の多様なニーズに応じて、地域の関係機関等の連携・協働による支援対象者への包括的かつ継続的な「つながり続ける」支援ができるよう、行政機関のみでは実施が難しい支援を行っている民間団体等との協働に努めます。

### 1 関係機関との連携した取組

#### 【現状と課題】

- ◇ DVの防止や被害者の保護、自立の支援に関する施策は、広範多岐にわたります。  
県では、平成18年度に庁内関係室課で構成する岩手県配偶者暴力防止対策連絡会議を設置し、様々な視点から意見・情報交換を行い、連携してDV防止をはじめ、被害者の相談・保護、自立支援等に取り組んできました。
- ◇ また、平成21年度にはDV防止対策をより一層推進するため、関係機関・団体等との情報交換やネットワークの構築を目的とした、岩手県DV防止対策連絡協議会を設置し、連携を図ってきました。
- ◇ 令和5年度には、連絡会議及び連絡協議会について、困難な問題を抱える女性の福祉の増進と自立に向けた施策の展開を設置目的とし、それぞれ岩手県困難な問題を抱える女性への支援等連絡会議、岩手県困難な問題を抱える女性への支援等連絡協議会として改組し、DV防止対策を含む困難な問題を抱える女性への支援等に取り組んでいます。
- ◇ 令和3年に県警察本部生活安全部に人身安全少年課を設置しDV被害に対する迅速な対応と万全の保護を図っています。
- ◇ 広域振興局等の配偶者暴力相談支援センターにおいても、DV防止対策などの推進や具体的な事例に基づく検討会などを行うため連絡会議を設置し、市町村や地域の関係機関との連携を図っています。
- ◇ 今後も困難な問題を抱える女性への支援等のために関係機関との連携をさらに強化していくことが必要です。
- ◇ 児童虐待が関連するケースが多いことから、児童相談所との連携強化が必要です。

#### 【具体的施策】

##### (1) 連携体制の充実

- 岩手県困難な問題を抱える女性への支援等連絡会議において、全庁的な意見・情報交換を行い、困難な問題を抱える女性への支援等を総合的かつ効果的に推進します。
- 岩手県困難な問題を抱える女性への支援等連絡協議会（困難女性支

援法第15条に基づく支援調整会議及びDV防止法第5条の2に基づく協議会)において、問題点や課題の提起、意見・情報交換等を行い、関係機関・団体等の緊密な連携を強化します。

### (2) 地域における連携ネットワークの構築

- 広域振興局等の配偶者暴力相談支援センターを中心とした連絡会議において、地域におけるDV防止対策の推進や具体的な事例の検討・情報交換を行います。
- 支援対象者及びその同伴する家族への切れ目のない支援のため、女性相談支援センターや女性自立支援施設、母子生活支援施設等での支援から、地域での自立に向けて各種福祉サービスの利用につながるよう、市町村や民生委員・児童委員、人権擁護委員、医療機関、学校などと連携して適切な対応を行います。

### (3) 児童虐待対応との連携

- DV問題は、児童虐待との関連が深いことから、関係機関におけるDV、児童虐待の特性並びに連携の在り方に対する相互理解により、実効性の向上に努めます。(再掲)
- 女性相談支援センターや女性相談支援員を配置する機関、配偶者暴力相談支援センター、市町村、警察、児童相談所等の機関が連携し、ネットワークを活用し困難な問題を抱える女性への支援等を進めます。(再掲)

### (4) 支援調整会議や三機関の連携

- 県や市町村は支援調整会議を設置することが努力義務となっています。このため、県では、支援調整会議として「岩手県困難な問題を抱える女性への支援等連絡協議会」を設置し関係機関と情報共有を図るほか、支援の方向性について協議を行います。また、市町村においても支援調整会議が設置されるよう情報提供を行います。
- 県及び市町村の女性相談支援員や女性相談支援センターでの相談の受付、女性相談支援センターにおける一時保護、女性自立支援施設への入所、地域生活への移行、地域生活の継続などについて、近隣の地方公共団体における各機関も含む三機関による連携により、包括的・継続的な支援を行います。
- 女性自立支援施設を安心して利用できるよう、入所前の相談や、見学、体験宿泊等について検討します。また、女性自立支援施設として中長期的な専門的支援が行えるよう検討します。(再掲)

## 2 市町村に対する取組支援

### 【現状と課題】

- ◇ 平成19年のDV防止法の改正により、市町村における基本計画の策定と配偶者暴力相談支援センターの設置が努力義務化されたことから、県では、市町村への働きかけや情報提供などを行ってきたところです。
- ◇ また、市町村の相談体制の充実のために、担当者向けの研修会を行っています。
- ◇ 令和4年の困難女性支援法の制定により、市町村における基本計画の策定が努力義務化されました。
- ◇ 困難な問題を抱える女性への支援等には、身近な相談窓口である市町村の取組が重要であることから、今後においても市町村への支援を充実していく必要があります。

### 【具体的施策】

#### (1) 市町村に対する取組支援

- 各市町村に対し基本計画策定に向けた働きかけを行うとともに、策定を検討する市町村に対しては、策定に向けた情報提供や支援を行います。
- 各市町村に対し配偶者暴力相談支援センター機能の設置に向けた働きかけを行うとともに、設置を検討する市町村に対しては、職員の研修や、相談業務への支援を行います。
- 市町村における困難な問題を抱える女性への支援窓口等の一元化や庁内関係機関による連携した取組など、支援対象者に対し適切な支援が行われるよう働きかけます。
- 地域における相談体制を一層強化するため、市町村の相談窓口の職員により、支援対象者への適切な情報提供や安全とプライバシーの確保に配慮した対応が行われるよう支援を行います。
- 各種会議、研修会等を開催し、困難な問題を抱える女性への支援等の推進に必要な情報提供等を行います。

## 3 民間団体との協力・連携

### 【現状と課題】

- ◇ 県では、支援対象者が一時保護所を退所し自立しようとする場合に、当面の生活資金を支援する民間団体に補助を行っています。
- ◇ 今後も引き続き、県内における被害者支援に関わる民間団体の情報収集及び連携の強化に努めていく必要があります。

**【具体的施策】**

(1) 民間団体との協力・連携

- 困難な問題を抱える女性への支援等を行う民間団体等と協力・連携の強化を図ります。
- 岩手県困難な問題を抱える女性への支援等連絡協議会の場を通じて、民間団体が活動を行うにあたっての課題や支援の調整などについて行政機関など関係者の間で情報共有や連携を図ります。
- 一時保護所を退所し自立しようとする支援対象者への支援を行う民間団体に、支援を行います。
- 民間シェルターやステップハウス<sup>※</sup>の設置などについて、民間団体等と協力・連携して、他都道府県の情報収集を行います。
- 岩手県公安委員会指定の犯罪被害者等早期援助団体である公益社団法人いわて被害者支援センターと連携して、被害者支援の充実を図ります。

---

<sup>※</sup> ステップハウス：一時保護の後、すぐに自立生活に移れない被害者が、心のケアや自立に向けた準備をするための中間的な施設。

## 第5章 施策の推進体制

- 関係機関・団体等との密接な連携を図りながら本計画を効果的に推進するため、「岩手県困難な問題を抱える女性への支援等連絡協議会」において、計画の進捗状況の確認、関係機関相互の情報交換等を行い、県の施策に反映していきます。また、計画の進捗状況については公開します。
- 県は、社会経済情勢の変化などを踏まえ、必要に応じて、内容の見直しを行います。
- 県民に対しては、本計画の推進について理解と協力をお願いしていきます。
- 住民に最も身近な行政を担っている市町村や民間団体等に対しては、本計画の推進について理解と協力を求めるとともに、連携した取組を促していきます。

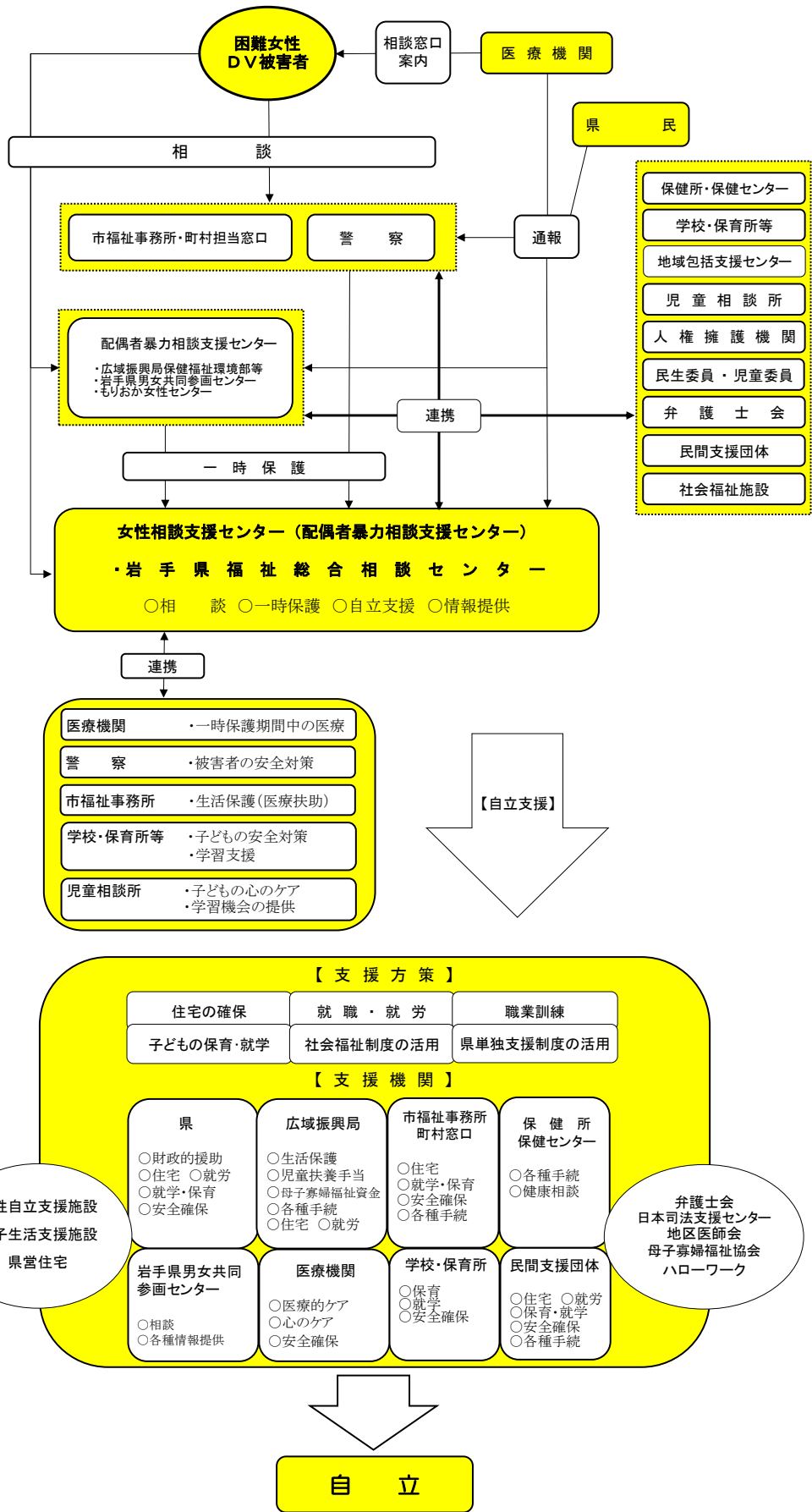
困難女性支援の流れ

【発見・相談】

【一時保護】

【自立へのステップ】

【自立】



# 参 考 资 料

困難な問題を抱える女性への支援に関する法律  
（令和四年法律第五十二号）

目次

- 第一章 総則（第一条—第六条）
- 第二章 基本方針及び都道府県基本計画等（第七条・第八条）
- 第三章 女性相談支援センターによる支援等（第九条—第十五条）
- 第四章 雑則（第十六条—第二十二条）
- 第五章 罰則（第二十三条）
- 附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、女性が日常生活又は社会生活を営むに当たり女性であることにより様々な困難な問題に直面することが多いことに鑑み、困難な問題を抱える女性の福祉の増進を図るため、困難な問題を抱える女性への支援に関する必要な事項を定めることにより、困難な問題を抱える女性への支援のための施策を推進し、もって人権が尊重され、及び女性が安心して、かつ、自立して暮らせる社会の実現に寄与することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「困難な問題を抱える女性」とは、性的な被害、家庭の状況、地域社会との関係性その他の様々な事情により日常生活又は社会生活を円滑に営む上で困難な問題を抱える女性（そのおそれのある女性を含む。）をいう。

（基本理念）

第三条 困難な問題を抱える女性への支援のための施策は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

- 一 女性の抱える問題が多様化するとともに複合化し、そのために複雑化していることを踏まえ、困難な問題を抱える女性が、それぞれの意思が尊重されながら、抱えている問題及びその背景、心身の状況等に応じた最適な支援を受けられるようにすることにより、その福祉が増進されるよう、その発見、相談、心身の健康の回復のための援助、自立して生活するための援助等の多様な支援を包括的に提供する体制を整備すること。
- 二 困難な問題を抱える女性への支援が、関係機関及び民間の団体の協働により、早期から切れ目なく実施されるようにすること。
- 三 人権の擁護を図るとともに、男女平等の実現に資することを旨とすること。

（国及び地方公共団体の責務）

第四条 国及び地方公共団体は、前条の基本理念にのっとり、困難な問題を抱える女性への支援のために必要な施策を講ずる責務を有する。

（関連施策の活用）

第五条 国及び地方公共団体は、困難な問題を抱える女性への支援のための施策を



講ずるに当たっては、必要に応じて福祉、保健医療、労働、住まい及び教育に関する施策その他の関連施策の活用が図られるよう努めなければならない。

（緊密な連携）

第六条 国及び地方公共団体は、困難な問題を抱える女性への支援のための施策を講ずるに当たっては、関係地方公共団体相互間の緊密な連携が図られるとともに、この法律に基づく支援を行う機関と福祉事務所（社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）に規定する福祉に関する事務所をいう。）、児童相談所、児童福祉施設（児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第七条第一項に規定する児童福祉施設をいう。）、保健所、医療機関、職業紹介機関（労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（昭和四十一年法律第百三十二号）第二条に規定する職業紹介機関をいう。）、職業訓練機関、教育機関、都道府県警察、日本司法支援センター（総合法律支援法（平成十六年法律第七十四号）第十三条に規定する日本司法支援センターをいう。）、配偶者暴力相談支援センター（配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成十三年法律第三十一号）第三条第一項に規定する配偶者暴力相談支援センターをいう。）その他の関係機関との緊密な連携が図られるよう配慮しなければならない。

## 第二章 基本方針及び都道府県基本計画等

（基本方針）

第七条 厚生労働大臣は、困難な問題を抱える女性への支援のための施策に関する基本的な方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第一項の都道府県基本計画及び同条第三項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。

一 困難な問題を抱える女性への支援に関する基本的な事項

二 困難な問題を抱える女性への支援のための施策の内容に関する事項

三 その他困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する重要事項

3 厚生労働大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。

4 厚生労働大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

（都道府県基本計画等）

第八条 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「都道府県基本計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 困難な問題を抱える女性への支援に関する基本的な方針

二 困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施内容に関する事項

三 その他困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する重要事項

3 市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における困難な問題を抱える女性への支援のための

施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「市町村基本計画」という。）を定めるよう努めなければならない。

- 4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 5 厚生労働大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

### 第三章 女性相談支援センターによる支援等

（女性相談支援センター）

第九条 都道府県は、女性相談支援センターを設置しなければならない。

2 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）は、女性相談支援センターを設置することができる。

3 女性相談支援センターは、困難な問題を抱える女性への支援に関し、主として次に掲げる業務を行うものとする。

- 一 困難な問題を抱える女性に関する各般の問題について、困難な問題を抱える女性の立場に立って相談に応ずること又は第十一条第一項に規定する女性相談支援員若しくは相談を行う機関を紹介すること。
- 二 困難な問題を抱える女性（困難な問題を抱える女性とその家族を同伴する場合にあっては、困難な問題を抱える女性及びその同伴する家族。次号から第五号まで及び第十二条第一項において同じ。）の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。
- 三 困難な問題を抱える女性の心身の健康の回復を図るため、医学的又は心理学的な援助その他の必要な援助を行うこと。
- 四 困難な問題を抱える女性が自立して生活することを促進するため、就労の支援、住宅の確保、援護、児童の保育等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
- 五 困難な問題を抱える女性が居住して保護を受けることができる施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

4 女性相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、その支援の対象となる者の抱えている問題及びその背景、心身の状況等を適切に把握した上で、その者の意向を踏まえながら、最適な支援を行うものとする。

5 女性相談支援センターに、所長その他所要の職員を置く。

6 女性相談支援センターには、第三項第二号の一時保護を行う施設を設けなければならない。

7 第三項第二号の一時保護は、緊急に保護することが必要と認められる場合その他厚生労働省令で定める場合に、女性相談支援センターが、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。

8 前項の規定による委託を受けた者若しくはその役員若しくは職員又はこれらの者であった者は、正当な理由がなく、その委託を受けた業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

9 第三項第二号の一時保護に当たっては、その対象となる者が監護すべき児童を同伴する場合には、当該児童の状況に応じて、当該児童への学習に関する支援が行われるものとする。

10 女性相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。

11 前各項に定めるもののほか、女性相談支援センターに関し必要な事項は、政令で定める。

（女性相談支援センターの所長による報告等）

第十条 女性相談支援センターの所長は、困難な問題を抱える女性であって配偶者のないもの又はこれに準ずる事情にあるもの及びその者の監護すべき児童について、児童福祉法第六条の三第十八項に規定する妊産婦等生活援助事業の実施又は同法第二十三条第二項に規定する母子保護の実施が適当であると認めるときは、これらの者を当該妊産婦等生活援助事業の実施又は当該母子保護の実施に係る都道府県又は市町村の長に報告し、又は通知しなければならない。

（女性相談支援員）

第十一条 都道府県（女性相談支援センターを設置する指定都市を含む。第二十条第一項（第四号から第六号までを除く。）並びに第二十二条第一項及び第二項第一号において同じ。）は、困難な問題を抱える女性について、その発見に努め、その立場に立って相談に応じ、及び専門的技術に基づいて必要な援助を行う職務に従事する職員（以下「女性相談支援員」という。）を置くものとする。

2 市町村（女性相談支援センターを設置する指定都市を除く。第二十条第二項及び第二十二条第二項第二号において同じ。）は、女性相談支援員を置くよう努めるものとする。

3 女性相談支援員の任用に当たっては、その職務を行うのに必要な能力及び専門的な知識経験を有する人材の登用に特に配慮しなければならない。

（女性自立支援施設）

第十二条 都道府県は、困難な問題を抱える女性を入所させて、その保護を行うとともに、その心身の健康の回復を図るための医学的又は心理学的な援助を行い、及びその自立の促進のためにその生活を支援し、あわせて退所した者について相談その他の援助を行うこと（以下「自立支援」という。）を目的とする施設（以下「女性自立支援施設」という。）を設置することができる。

2 都道府県は、女性自立支援施設における自立支援を、その対象となる者の意向を踏まえながら、自ら行い、又は市町村、社会福祉法人その他適当と認める者に委託して行うことができる。

3 女性自立支援施設における自立支援に当たっては、その対象となる者が監護すべき児童を同伴する場合には、当該児童の状況に応じて、当該児童への学習及び生活に関する支援が行われるものとする。

（民間の団体との協働による支援）

第十三条 都道府県は、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間

の団体と協働して、その自主性を尊重しつつ、困難な問題を抱える女性について、その意向に留意しながら、訪問、巡回、居場所の提供、インターネットの活用、関係機関への同行その他の厚生労働省令で定める方法により、その発見、相談その他の支援に関する業務を行うものとする。

- 2 市町村は、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体と協働して、その自主性を尊重しつつ、困難な問題を抱える女性について、その意向に留意しながら、前項の業務を行うことができる。

（民生委員等の協力）

第十四条 民生委員法（昭和二十三年法律第百九十八号）に定める民生委員、児童福祉法に定める児童委員、人権擁護委員法（昭和二十四年法律第百三十九号）に定める人権擁護委員、保護司法（昭和二十五年法律第二百四号）に定める保護司及び更生保護事業法（平成七年法律第八十六号）に定める更生保護事業を営む者は、この法律の施行に関し、女性相談支援センター及び女性相談支援員に協力するものとする。

（支援調整会議）

第十五条 地方公共団体は、単独で又は共同して、困難な問題を抱える女性への支援を適切かつ円滑に行うため、関係機関、第九条第七項又は第十二条第二項の規定による委託を受けた者、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体及び困難な問題を抱える女性への支援に従事する者その他の関係者（以下この条において「関係機関等」という。）により構成される会議（以下この条において「支援調整会議」という。）を組織するよう努めるものとする。

- 2 支援調整会議は、困難な問題を抱える女性への支援を適切かつ円滑に行うために必要な情報の交換を行うとともに、困難な問題を抱える女性への支援の内容に関する協議を行うものとする。

- 3 支援調整会議は、前項に規定する情報の交換及び協議を行うため必要があると認めるときは、関係機関等に対し、資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求めることができる。

- 4 関係機関等は、前項の規定による求めがあった場合には、これに協力するよう努めるものとする。

- 5 次の各号に掲げる支援調整会議を構成する関係機関等の区分に従い、当該各号に定める者は、正当な理由がなく、支援調整会議の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

一 国又は地方公共団体の機関 当該機関の職員又は職員であった者

二 法人 当該法人の役員若しくは職員又はこれらの者であった者

三 前二号に掲げる者以外の者 支援調整会議を構成する者又は当該者であった者

- 6 前各項に定めるもののほか、支援調整会議の組織及び運営に関し必要な事項は、支援調整会議が定める。

#### 第四章 雑則

（教育及び啓発）

第十六条 国及び地方公共団体は、この法律に基づく困難な問題を抱える女性への



支援に関し国民の関心と理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

- 2 国及び地方公共団体は、自己がかけがえのない個人であることについての意識の涵かん養に資する教育及び啓発を含め、女性が困難な問題を抱えた場合にこの法律に基づく支援を適切に受けられることができるようにするための教育及び啓発に努めるものとする。

（調査研究の推進）

第十七条 国及び地方公共団体は、困難な問題を抱える女性への支援に資するため、効果的な支援の方法、その心身の健康の回復を図るための方法等に関する調査研究の推進に努めるものとする。

（人材の確保等）

第十八条 国及び地方公共団体は、困難な問題を抱える女性への支援に従事する者の適切な処遇の確保のための措置、研修の実施その他の措置を講ずることにより、困難な問題を抱える女性への支援に係る人材の確保、養成及び資質の向上を図るよう努めるものとする。

（民間の団体に対する援助）

第十九条 国及び地方公共団体は、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

（都道府県及び市町村の支弁）

第二十条 都道府県は、次に掲げる費用（女性相談支援センターを設置する指定都市にあっては、第一号から第三号までに掲げる費用に限る。）を支弁しなければならない。

- 一 女性相談支援センターに要する費用（次号に掲げる費用を除く。）
- 二 女性相談支援センターが行う第九条第三項第二号の一時保護（同条第七項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。）及びこれに伴い必要な事務に要する費用
- 三 都道府県が置く女性相談支援員に要する費用
- 四 都道府県が設置する女性自立支援施設の設備に要する費用
- 五 都道府県が行う自立支援（市町村、社会福祉法人その他相当と認める者に委託して行う場合を含む。）及びこれに伴い必要な事務に要する費用
- 六 第十三条第一項の規定により都道府県が自ら行い、又は民間の団体に委託して行う困難な問題を抱える女性への支援に要する費用

- 2 市町村は、市町村が置く女性相談支援員に要する費用を支弁しなければならない。

- 3 市町村は、第十三条第二項の規定により市町村が自ら行い、又は民間の団体に委託して行う困難な問題を抱える女性への支援に要する費用を支弁しなければならない。

（都道府県等の補助）

第二十一条 都道府県は、社会福祉法人が設置する女性自立支援施設の設備に要する費用の四分の三以内を補助することができる。

- 2 都道府県又は市町村は、第十三条第一項又は第二項の規定に基づく業務を行う

に当たって、法令及び予算の範囲内において、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体の当該活動に要する費用（前条第一項第六号の委託及び同条第三項の委託に係る委託費の対象となる費用を除く。）の全部又は一部を補助することができる。

（国の負担及び補助）

第二十二條 国は、政令で定めるところにより、都道府県が第二十条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第一号及び第二号に掲げるものについては、その十分の五を負担するものとする。

2 国は、予算の範囲内において、次に掲げる費用の十分の五以内を補助することができる。

一 都道府県が第二十条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第三号及び第五号に掲げるもの（女性相談支援センターを設置する指定都市にあっては、同項第三号に掲げるものに限る。）

二 市町村が第二十条第二項の規定により支弁した費用

3 国は、予算の範囲内において、都道府県が第二十条第一項の規定により支弁した費用のうち同項第六号に掲げるもの及び市町村が同条第三項の規定により支弁した費用並びに都道府県及び市町村が前条第二項の規定により補助した金額の全部又は一部を補助することができる。

## 第五章 罰則

第二十三條 第九条第八項又は第十五条第五項の規定に違反して秘密を漏らした者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

附則抄 略

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律  
（平成十三年四月十三日法律第三十一号）

最終改正：令和5年法律第三〇号

目次

前文

第一章 総則（第一条・第二条）

第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等（第二条の二・第二条の三）

第二章 配偶者暴力相談支援センター等（第三条—第五条の四）

第三章 被害者の保護（第六条—第九条の二）

第四章 保護命令（第十条—第二十二條）

第五章 雑則（第二十三条—第二十八条）

第五章の二 補則（第二十八条の二）

第六章 罰則（第二十九条—第三十一条）

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、人権の擁護と男女平等の実現に向けた取組が行われている。

ところが、配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるにもかかわらず、被害者の救済が必ずしも十分に行われてこなかった。また、配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、経済的自立が困難である女性に対して配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっている。

このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実現を図るためには、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するための施策を講ずることが必要である。このことは、女性に対する暴力を根絶しようとする国際社会における取組にも沿うものである。

ここに、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、この法律を制定する。

第一章 総則

（定義）

第一条 この法律において「配偶者からの暴力」とは、配偶者からの身体に対する暴力（身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。以下同じ。）又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動（以下この項及び第二十八条の二において「身体に対する暴力等」と総称する。）をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあつては、当該配偶者であつた者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むものとする。

2 この法律において「被害者」とは、配偶者からの暴力を受けた者をいう。

- 3 この法律にいう「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、「離婚」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあった者が、事実上離婚したと同様の事情に入ることを含むものとする。

（国及び地方公共団体の責務）

第二条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を防止するとともに、被害者の保護（被害者の自立を支援することを含む。以下同じ。）を図る責務を有する。

第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等

（基本方針）

第二条の二 内閣総理大臣、国家公安委員会、法務大臣及び厚生労働大臣（以下この条及び次条第五項において「主務大臣」という。）は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針（以下この条並びに次条第一項及び第三項において「基本方針」という。）を定めなければならない。

- 2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第一項の都道府県基本計画及び同条第三項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。

- 一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な事項
- 二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の内容に関する事項
- 三 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策を実施するために必要な国、地方公共団体及び民間の団体の連携及び協力に関する事項
- 四 前三号に掲げるもののほか、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する重要事項

- 3 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。

- 4 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

（都道府県基本計画等）

第二条の三 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「都道府県基本計画」という。）を定めなければならない。

- 2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な方針
- 二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施内容に関する事項
- 三 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策を実施するために必要な当該都道府県、関係地方公共団体及び民間の団体の連携及び協力に関する事項
- 四 前三号に掲げるもののほか、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

- 3 市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保



護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「市町村基本計画」という。）を定めるよう努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 主務大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

## 第二章 配偶者暴力相談支援センター等

（配偶者暴力相談支援センター）

第三条 都道府県は、当該都道府県が設置する女性相談支援センターその他の適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするものとする。

2 市町村は、当該市町村が設置する適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするよう努めるものとする。

3 配偶者暴力相談支援センターは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため、次に掲げる業務を行うものとする。

一 被害者に関する各般の問題について、相談に応ずること又は女性相談支援員若しくは相談を行う機関を紹介すること。

二 被害者の心身の健康を回復させるため、医学的又は心理学的な指導その他の必要な指導を行うこと。

三 被害者（被害者がその家族を同伴する場合にあっては、被害者及びその同伴する家族。次号、第六号、第五条、第八条の三及び第九条において同じ。）の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。

四 被害者が自立して生活することを促進するため、就業の促進、住宅の確保、援護等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

五 第四章に定める保護命令の制度の利用について、情報の提供、助言、関係機関への連絡その他の援助を行うこと。

六 被害者を居住させ保護する施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

4 前項第三号の一時保護は、女性相談支援センターが、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。

5 前項の規定による委託を受けた者若しくはその役員若しくは職員又はこれらの者であった者は、正当な理由がなく、その委託を受けた業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

6 配偶者暴力相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。

（女性相談支援員による相談等）

第四条 女性相談支援員は、被害者の相談に応じ、必要な援助を行うことができる。

（女性自立支援施設における保護）

第五条 都道府県は、女性自立支援施設において被害者の保護を行うことができる。  
（協議会）

第五条の二 都道府県は、単独で又は共同して、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、関係機関、関係団体、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関連する職務に従事する者その他の関係者（第五項において「関係機関等」という。）により構成される協議会（以下「協議会」という。）を組織するよう努めなければならない。

2 市町村は、単独で又は共同して、協議会を組織することができる。

3 協議会は、被害者に関する情報その他被害者の保護を図るために必要な情報の交換を行うとともに、被害者に対する支援の内容に関する協議を行うものとする。

4 協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

5 協議会は、第三項に規定する情報の交換及び協議を行うため必要があると認めるときは、関係機関等に対し、資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求めることができる。

（秘密保持義務）

第五条の三 協議会の事務に従事する者又は従事していた者は、正当な理由がなく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

（協議会の定める事項）

第五条の四 前二条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

### 第三章 被害者の保護

（配偶者からの暴力の発見者による通報等）

第六条 配偶者からの暴力（配偶者又は配偶者であった者からの身体に対する暴力に限る。以下この章において同じ。）を受けている者を発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めなければならない。

2 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報することができる。この場合において、その者の意思を尊重するよう努めるものとする。

3 刑法（明治四十年法律第四十五号）の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前二項の規定により通報することを妨げるものと解釈してはならない。

4 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その者に対し、配偶者暴力相談支援センター等の利用について、その有する情報を提供するよう努めなければならない。

（配偶者暴力相談支援センターによる保護についての説明等）

第七条 配偶者暴力相談支援センターは、被害者に関する通報又は相談を受けた場合には、必要に応じ、被害者に対し、第三条第三項の規定により配偶者暴力相談

支援センターが行う業務の内容について説明及び助言を行うとともに、必要な保護を受けることを勧奨するものとする。

（警察官による被害の防止）

第八条 警察官は、通報等により配偶者からの暴力が行われていると認めるときは、警察法（昭和二十九年法律第百六十二号）、警察官職務執行法（昭和二十三年法律第百三十六号）その他の法令の定めるところにより、暴力の制止、被害者の保護その他の配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（警察本部長等の援助）

第八条の二 警視総監若しくは道府県警察本部長（道警察本部の所在地を包括する方面を除く方面については、方面本部長。第十五条第三項において同じ。）又は警察署長は、配偶者からの暴力を受けている者から、配偶者からの暴力による被害を自ら防止するための援助を受けたい旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、当該配偶者からの暴力を受けている者に対し、国家公安委員会規則で定めるところにより、当該被害を自ら防止するための措置の教示その他配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な援助を行うものとする。

（福祉事務所による自立支援）

第八条の三 社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）に定める福祉に関する事務所（次条において「福祉事務所」という。）は、生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和三十九年法律第百二十九号）その他の法令の定めるところにより、被害者の自立を支援するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（被害者の保護のための関係機関の連携協力）

第九条 配偶者暴力相談支援センター、都道府県警察、福祉事務所、児童相談所その他の都道府県又は市町村の関係機関その他の関係機関は、被害者の保護を行うに当たっては、その適切な保護が行われるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

（苦情の適切かつ迅速な処理）

第九条の二 前条の関係機関は、被害者の保護に係る職員の職務の執行に関して被害者から苦情の申出を受けたときは、適切かつ迅速にこれを処理するよう努めるものとする。

#### 第四章 保護命令

（接近禁止命令等）

第十条 被害者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命、身体、自由、名誉若しくは財産に対し害を加える旨を告知してする脅迫（以下この章において「身体に対する暴力等」という。）を受けた者に限る。以下この条並びに第十二条第一項第三号及び第四号において同じ。）が、配偶者（配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあつては、当該配偶者であった者。以下この条及び第十二条第一項第二号から第四号までに

において同じ。)からの更なる身体に対する暴力等により、その生命又は心身に重大な危害を受けるおそれ大きいときは、裁判所は、被害者の申立てにより、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日から起算して一年間、被害者の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）その他の場所において被害者の身辺につきまとい、又は被害者の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいはならないことを命ずるものとする。

2 前項の場合において、同項の規定による命令（以下「接近禁止命令」という。）を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、接近禁止命令の効力が生じた日から起算して一年を経過する日までの間、被害者に対して次に掲げる行為をしてはならないことを命ずるものとする。

一 面会を要求すること。

二 その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。

三 著しく粗野又は乱暴な言動をすること。

四 電話をかけて何も告げず、又は緊急やむを得ない場合を除き、連続して、電話をかけ、文書を送付し、通信文その他の情報（電気通信（電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第二条第一号に規定する電気通信をいう。以下この号及び第六項第一号において同じ。）の送信元、送信先、通信日時その他の電気通信を行うために必要な情報を含む。以下この条において「通信文等」という。）をファクシミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メールの送信等を行うこと。

五 緊急やむを得ない場合を除き、午後十時から午前六時までの間に、電話をかけ、通信文等をファクシミリ装置を用いて送信し、又は電子メールの送信等を行うこと。

六 汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送付し、又はその知り得る状態に置くこと。

七 その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。

八 その性的羞恥心を害する事項を告げ、若しくはその知り得る状態に置き、その性的羞恥心を害する文書、図画、電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この号において同じ。）に係る記録媒体その他の物を送付し、若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する電磁的記録その他の記録を送信し、若しくはその知り得る状態に置くこと。

九 その承諾を得ないで、その所持する位置情報記録・送信装置（当該装置の位置に係る位置情報（地理空間情報活用推進基本法（平成十九年法律第六十三号）第二条第一項第一号に規定する位置情報をいう。以下この号において同じ。）を記録し、又は送信する機能を有する装置で政令で定めるものをいう。以下この号及び次号において同じ。）（同号に規定する行為がされた位置情報記録・送信



装置を含む。)により記録され、又は送信される当該位置情報記録・送信装置の位置に係る位置情報を政令で定める方法により取得すること。

十 その承諾を得ないで、その所持する物に位置情報記録・送信装置を取り付けること、位置情報記録・送信装置を取り付けた物を交付することその他その移動に伴い位置情報記録・送信装置を移動し得る状態にする行為として政令で定める行為をすること。

3 第一項の場合において、被害者がその成年に達しない子（以下この項及び次項並びに第十二条第一項第三号において単に「子」という。）と同居しているときであって、配偶者が幼年の子を連れ戻すと疑うに足りる言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、接近禁止命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、接近禁止命令の効力が生じた日から起算して一年を経過する日までの間、当該子の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）、就学する学校その他の場所において当該子の身辺につきまとい、又は当該子の住居、就学する学校その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないこと及び当該子に対して前項第二号から第十号までに掲げる行為（同項第五号に掲げる行為にあつては、電話をかけること及び通信文等をファクシミリ装置を用いて送信することに限る。）をしてはならないことを命ずるものとする。ただし、当該子が十五歳以上であるときは、その同意がある場合に限る。

4 第一項の場合において、配偶者が被害者の親族その他被害者と社会生活において密接な関係を有する者（被害者と同居している子及び配偶者と同居している者を除く。以下この項及び次項並びに第十二条第一項第四号において「親族等」という。）の住居に押し掛けて著しく粗野又は乱暴な言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、接近禁止命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、接近禁止命令の効力が生じた日から起算して一年を経過する日までの間、当該親族等の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）その他の場所において当該親族等の身辺につきまとい、又は当該親族等の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。

5 前項の申立ては、当該親族等（被害者の十五歳未満の子を除く。以下この項において同じ。）の同意（当該親族等が十五歳未満の者又は成年被後見人である場合にあつては、その法定代理人の同意）がある場合に限り、することができる。

6 第二項第四号及び第五号の「電子メールの送信等」とは、次の各号のいずれかに掲げる行為（電話をかけること及び通信文等をファクシミリ装置を用いて送信することを除く。）をいう。

一 電子メール（特定電子メールの送信の適正化等に関する法律（平成十四年法

律第二十六号) 第二条第一号に規定する電子メールをいう。) その他のその受信をする者を特定して情報を伝達するために用いられる電気通信の送信を行うこと。

二 前号に掲げるもののほか、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて、内閣府令で定めるものを用いて通信文等の送信を行うこと。

(退去等命令)

第十条の二 被害者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫（被害者の生命又は身体に対し害を加える旨を告知してする脅迫をいう。以下この章において同じ。）を受けた者に限る。以下この条及び第十八条第一項において同じ。）が、配偶者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあつては、当該配偶者であつた者。以下この条、第十二条第二項第二号及び第十八条第一項において同じ。）から更に身体に対する暴力を受けることにより、その生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいときは、裁判所は、被害者の申立てにより、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日から起算して二月間（被害者及び当該配偶者が生活の本拠として使用する建物又は区分建物（不動産登記法（平成十六年法律第百二十三号）第二条第二十二号に規定する区分建物をいう。）の所有者又は賃借人が被害者のみである場合において、被害者の申立てがあつたときは、六月間）、被害者と共に生活の本拠としている住居から退去すること及び当該住居の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。ただし、申立ての時ににおいて被害者及び当該配偶者が生活の本拠を共にする場合に限る。

(管轄裁判所)

第十一条 接近禁止命令及び前条の規定による命令（以下「退去等命令」という。）の申立てに係る事件は、相手方の住所（日本国内に住所がないとき又は住所が知れないときは居所）の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

2 接近禁止命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができる。

- 一 申立人の住所又は居所の所在地
- 二 当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力等が行われた地

3 退去等命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができる。

- 一 申立人の住所又は居所の所在地
- 二 当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫が行われた地

(接近禁止命令等の申立て等)

第十二条 接近禁止命令及び第十条第二項から第四項までの規定による命令の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面でしなければならない。

- 一 配偶者からの身体に対する暴力等を受けた状況（当該身体に対する暴力等を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合であつて、

当該配偶者であった者からの身体に対する暴力等を受けたときにあつては、当該配偶者であった者からの身体に対する暴力等を受けた状況を含む。）

二 前号に掲げるもののほか、配偶者からの更なる身体に対する暴力等により、生命又は心身に重大な危害を受けるおそれ大きいと認めるに足りる申立ての時における事情

三 第十条第三項の規定による命令（以下この号並びに第十七条第三項及び第四項において「三項命令」という。）の申立てをする場合にあつては、被害者が当該同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該三項命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時における事情

四 第十条第四項の規定による命令の申立てをする場合にあつては、被害者が当該親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時における事情

五 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前各号に掲げる事項について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項

イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称

ロ 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所

ハ 相談又は求めた援助若しくは保護の内容

ニ 相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容

2 退去等命令の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面でしなければならない。

一 配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況（当該身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合であつて、当該配偶者であった者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けたときにあつては、当該配偶者であった者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況を含む。）

二 前号に掲げるもののほか、配偶者から更に身体に対する暴力を受けることにより、生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいと認めるに足りる申立ての時における事情

三 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前二号に掲げる事項について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項

イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称

ロ 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所

ハ 相談又は求めた援助若しくは保護の内容

ニ 相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容

3 前二項の書面（以下「申立書」という。）に第一項第五号イからニまで又は前項第三号イからニまでに掲げる事項の記載がない場合には、申立書には、第一項第一号から第四号まで又は前項第一号及び第二号に掲げる事項についての申立人

の供述を記載した書面で公証人法（明治四十一年法律第五十三号）第五十八条ノ二第一項の認証を受けたものを添付しなければならない。

（迅速な裁判）

第十三条 裁判所は、接近禁止命令、第十条第二項から第四項までの規定による命令及び退去等命令（以下「保護命令」という。）の申立てに係る事件については、速やかに裁判をするものとする。

（保護命令事件の審理の方法）

第十四条 保護命令は、口頭弁論又は相手方が立ち会うことができる審尋の期日を経なければ、これを発することができない。ただし、その期日を経ることにより保護命令の申立ての目的を達することができない事情があるときは、この限りでない。

2 申立書に第十二条第一項第五号イからニまで又は同条第二項第三号イからニまでに掲げる事項の記載がある場合には、裁判所は、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長に対し、申立人が相談し、又は援助若しくは保護を求めた際の状況及びこれに対して執られた措置の内容を記載した書面の提出を求めるものとする。この場合において、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長は、これに速やかに応ずるものとする。

3 裁判所は、必要があると認める場合には、前項の配偶者暴力相談支援センター若しくは所属官署の長又は申立人から相談を受け、若しくは援助若しくは保護を求められた職員に対し、同項の規定により書面の提出を求めた事項に関して更に説明を求めることができる。

（期日の呼出し）

第十四条の二 保護命令に関する手続における期日の呼出しは、呼出状の送達、当該事件について出頭した者に対する期日の告知その他相当と認める方法によってする。

2 呼出状の送達及び当該事件について出頭した者に対する期日の告知以外の方法による期日の呼出しをしたときは、期日に出頭しない者に対し、法律上の制裁その他期日の不遵守による不利益を帰することができない。ただし、その者が期日の呼出しを受けた旨を記載した書面を提出したときは、この限りでない。

（公示送達の方法）

第十四条の三 保護命令に関する手続における公示送達は、裁判所書記官が送達すべき書類を保管し、いつでも送達を受けるべき者に交付すべき旨を裁判所の掲示場に掲示してする。

（電子情報処理組織による申立て等）

第十四条の四 保護命令に関する手続における申立てその他の申述（以下この条において「申立て等」という。）のうち、当該申立て等に関するこの法律その他の法令の規定により書面等（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。次項及び第四項において同じ。）をもってするものとされているものであって、最高裁判所の定める裁判所に対してするもの（当該裁判所の裁



判長、受命裁判官、受託裁判官又は裁判所書記官に対してするものを含む。）については、当該法令の規定にかかわらず、最高裁判所規則で定めるところにより、電子情報処理組織（裁判所の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下この項及び第三項において同じ。）と申立て等をする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を用いてすることができる。

- 2 前項の規定によりされた申立て等については、当該申立て等を書面等をもってするものとして規定した申立て等に関する法令の規定に規定する書面等をもってされたものとみなして、当該申立て等に関する法令の規定を適用する。
- 3 第一項の規定によりされた申立て等は、同項の裁判所の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に、当該裁判所に到達したものとみなす。
- 4 第一項の場合において、当該申立て等に関する他の法令の規定により署名等（署名、記名、押印その他氏名又は名称を書面等に記載することをいう。以下この項において同じ。）をすることとされているものについては、当該申立て等をする者は、当該法令の規定にかかわらず、当該署名等に代えて、最高裁判所規則で定めるところにより、氏名又は名称を明らかにする措置を講じなければならない。
- 5 第一項の規定によりされた申立て等が第三項に規定するファイルに記録されたときは、第一項の裁判所は、当該ファイルに記録された情報の内容を書面に出力しなければならない。
- 6 第一項の規定によりされた申立て等に係るこの法律その他の法令の規定による事件の記録の閲覧若しくは謄写又はその正本、謄本若しくは抄本の交付は、前項の書面をもってするものとする。当該申立て等に係る書類の送達又は送付も、同様とする。

（保護命令の申立てについての決定等）

第十五条 保護命令の申立てについての決定には、理由を付さなければならない。

ただし、口頭弁論を経ないで決定をする場合には、理由の要旨を示せば足りる。

- 2 保護命令は、相手方に対する決定書の送達又は相手方が出頭した口頭弁論若しくは審尋の期日における言渡しによって、その効力を生ずる。
- 3 保護命令を発したときは、裁判所書記官は、速やかにその旨及びその内容を申立人の住所又は居所を管轄する警視總監又は道府県警察本部長に通知するものとする。
- 4 保護命令を発した場合において、申立人が配偶者暴力相談支援センターの職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実があり、かつ、申立書に当該事実に係る第十二条第一項第五号イからニまで又は同条第二項第三号イからニまでに掲げる事項の記載があるときは、裁判所書記官は、速やかに、保護命令を発した旨及びその内容を、当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センター（当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センターが二以上ある場合にあっては、申立人がその職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時が最も遅い配偶者暴力相談支援センター）の長に通知するものとする。
- 5 保護命令は、執行力を有しない。

（即時抗告）

第十六条 保護命令の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

2 前項の即時抗告は、保護命令の効力に影響を及ぼさない。

3 即時抗告があった場合において、保護命令の取消しの原因となることが明らかな事情があることにつき疎明があったときに限り、抗告裁判所は、申立てにより、即時抗告についての裁判が効力を生ずるまでの間、保護命令の効力の停止を命ずることができる。事件の記録が原裁判所に存する間は、原裁判所も、この処分を命ずることができる。

4 前項の規定により接近禁止命令の効力の停止を命ずる場合において、第十条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、裁判所は、当該命令の効力の停止をも命じなければならない。

5 前二項の規定による裁判に対しては、不服を申し立てることができない。

6 抗告裁判所が接近禁止命令を取り消す場合において、第十条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、抗告裁判所は、当該命令をも取り消さなければならない。

7 前条第四項の規定による通知がされている保護命令について、第三項若しくは第四項の規定によりその効力の停止を命じたとき又は抗告裁判所がこれを取り消したときは、裁判所書記官は、速やかに、その旨及びその内容を当該通知をした配偶者暴力相談支援センターの長に通知するものとする。

8 前条第三項の規定は、第三項及び第四項の場合並びに抗告裁判所が保護命令を取り消した場合について準用する。

（保護命令の取消し）

第十七条 保護命令を発した裁判所は、当該保護命令の申立てをした者の申立てがあった場合には、当該保護命令を取り消さなければならない。接近禁止命令又は第十条第二項から第四項までの規定による命令にあっては接近禁止命令が効力を生じた日から起算して三月を経過した日以後において、退去等命令にあっては当該退去等命令が効力を生じた日から起算して二週間を経過した日以後において、これらの命令を受けた者が申し立て、当該裁判所がこれらの命令の申立てをした者に異議がないことを確認したときも、同様とする。

2 前条第六項の規定は、接近禁止命令を発した裁判所が前項の規定により当該接近禁止命令を取り消す場合について準用する。

3 三項命令を受けた者は、接近禁止命令が効力を生じた日から起算して六月を経過した日又は当該三項命令が効力を生じた日から起算して三月を経過した日のいずれか遅い日以後において、当該三項命令を発した裁判所に対し、第十条第三項に規定する要件を欠くに至ったことを理由として、当該三項命令の取消しの申立てをすることができる。

4 裁判所は、前項の取消しの裁判をするときは、当該取消しに係る三項命令の申立てをした者の意見を聴かななければならない。

5 第三項の取消しの申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

きる。

6 第三項の取消しの裁判は、確定しなければその効力を生じない。

7 第十五条第三項及び前条第七項の規定は、第一項から第三項までの場合について準用する。

（退去等命令の再度の申立て）

第十八条 退去等命令が発せられた後に当該発せられた退去等命令の申立ての理由となった身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫と同一の事実を理由とする退去等命令の再度の申立てがあったときは、裁判所は、配偶者と共に生活の本拠としている住居から転居しようとする被害者がその責めに帰することのできない事由により当該発せられた命令の期間までに当該住居からの転居を完了することができないことその他の退去等命令を再度発する必要があると認めるべき事情があるときに限り、退去等命令を発するものとする。ただし、当該退去等命令を発することにより当該配偶者の生活に特に著しい支障を生ずると認めるときは、当該退去等命令を発しないことができる。

2 前項の申立てをする場合における第十二条の規定の適用については、同条第二項各号列記以外の部分中「事項」とあるのは「事項及び第十八条第一項本文の事情」と、同項第三号中「事項に」とあるのは「事項及び第十八条第一項本文の事情に」と、同条第三項中「事項に」とあるのは「事項並びに第十八条第一項本文の事情に」とする。

（事件の記録の閲覧等）

第十九条 保護命令に関する手続について、当事者は、裁判所書記官に対し、事件の記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は事件に関する事項の証明書の交付を請求することができる。ただし、相手方にある場合は、保護命令の申立てに関し口頭弁論若しくは相手方を呼び出す審尋の期日の指定があり、又は相手方に対する保護命令の送達があるまでの間は、この限りでない。

第二十条 削除

（民事訴訟法の準用）

第二十一条 この法律に特別の定めがある場合を除き、保護命令に関する手続に関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟法（平成八年法律第百九号）第一編から第四編までの規定（同法第七十一条第二項、第九十一条の二、第九十二条第九項及び第十項、第九十二条の二第二項、第九十四条、第一百条第二項、第一編第五章第四節第三款、第一百一十一条、第一編第七章、第一百三十三条の二第五項及び第六項、第一百三十三条の三第二項、第一百五十一条第三項、第一百六十条第二項、第一百八十五条第三項、第二百五条第二項、第二百十五條第二項、第二百二十七条第二項並びに第二百三十二条の二の規定を除く。）を準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

<p>第一百十二条第一項</p>	<p>前条の規定による措置を開始した</p>	<p>裁判所書記官が送達すべき書類を保管し、いつでも</p>
------------------	------------------------	--------------------------------

本文		も送達を受けるべき者に 交付すべき旨の裁判所の 掲示場への掲示を始めた
第一百十二 条第一項 ただし書	前条の規定による措置を開始した	当該掲示を始めた
第一百十三 条	書類又は電磁的記録	書類
	記載又は記録	記載
	第百十一条の規定による措置を開始した	裁判所書記官が送達すべ き書類を保管し、いつで も送達を受けるべき者に 交付すべき旨の裁判所の 掲示場への掲示を始めた
第一百十三 条の三 第一項	記載され、又は記録された書面又は電磁的記録	記載された書面
	当該書面又は電磁的記録	当該書面
	又は電磁的記録その他これに類する書面又は電磁的記録	その他これに類する書面
第一百五十一 条第二 項及び第 二百三十 一条の二 第二項	方法又は最高裁判所規則で定める電子情報 処理組織を使用する方法	方法
第一百六十 条第一項	最高裁判所規則で定めるところにより、電子 調書（期日又は期日外における手続の方式、 内容及び経過等の記録及び公証をするため にこの法律その他の法令の規定により裁判 所書記官が作成する電磁的記録をいう。以下 同じ。）	調書
第一百六十	前項の規定によりファイルに記録された電	調書の記載について

条第三項	子調書の内容に	
第一百六十条第四項	第二項の規定によりファイルに記録された電子調書	調書
	当該電子調書	当該調書
第一百六十条の二第一項	前条第二項の規定によりファイルに記録された電子調書の内容	調書の記載
第一百六十条の二第二項	その旨をファイルに記録して	調書を作成して
第二百五五条第三項	事項又は前項の規定によりファイルに記録された事項若しくは同項の記録媒体に記録された事項	事項
第二百五五条第四項	事項又は第二項の規定によりファイルに記録された事項若しくは同項の記録媒体に記録された事項	事項
第二百三十一条の三第二項	若しくは送付し、又は最高裁判所規則で定める電子情報処理組織を使用する	又は送付する
第二百六十一条第四項	電子調書	調書
	記録しなければ	記載しなければ

（最高裁判所規則）

第二十二條 この法律に定めるもののほか、保護命令に関する手続に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

#### 第五章 雑則

（職務関係者による配慮等）

第二十三條 配偶者からの暴力に係る被害者の保護、捜査、裁判等に職務上関係のある者（次項において「職務関係者」という。）は、その職務を行うに当たり、被害者の心身の状況、その置かれている環境等を踏まえ、被害者の国籍、障害の有無等を問わずその人権を尊重するとともに、その安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をしなければならない。

2 国及び地方公共団体は、職務関係者に対し、被害者の人権、配偶者からの暴力



の特性等に関する理解を深めるために必要な研修及び啓発を行うものとする。

（教育及び啓発）

第二十四条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止に関する国民の理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

（調査研究の推進等）

第二十五条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に資するため、加害者の更生のための指導の方法、被害者の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進並びに被害者の保護に係る人材の養成及び資質の向上に努めるものとする。

（民間の団体に対する援助）

第二十六条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

（都道府県及び市町村の支弁）

第二十七条 都道府県は、次の各号に掲げる費用を支弁しなければならない。

- 一 第三条第三項の規定に基づき同項に掲げる業務を行う女性相談支援センターの運営に要する費用（次号に掲げる費用を除く。）
- 二 第三条第三項第三号の規定に基づき女性相談支援センターが行う一時保護（同条第四項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。）及びこれに伴い必要な事務に要する費用
- 三 第四条の規定に基づき都道府県が置く女性相談支援員が行う業務に要する費用
- 四 第五条の規定に基づき都道府県が行う保護（市町村、社会福祉法人その他適当と認める者に委託して行う場合を含む。）及びこれに伴い必要な事務に要する費用

2 市町村は、第四条の規定に基づき市町村が置く女性相談支援員が行う業務に要する費用を支弁しなければならない。

（国の負担及び補助）

第二十八条 国は、政令の定めるところにより、都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第一号及び第二号に掲げるものについては、その十分の五を負担するものとする。

2 国は、予算の範囲内において、次の各号に掲げる費用の十分の五以内を補助することができる。

- 一 都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第三号及び第四号に掲げるもの
- 二 市町村が前条第二項の規定により支弁した費用

## 第五章の二 補則

（この法律の準用）

第二十八条の二 第二条及び第一章の二から前章までの規定は、生活の本拠を共にする交際（婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除



く。)をする関係にある相手からの暴力（当該関係にある相手からの身体に対する暴力等をいい、当該関係にある相手からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が当該関係を解消した場合にあっては、当該関係にあった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含む。）及び当該暴力を受けた者について準用する。この場合において、これらの規定（同条を除く。）中「配偶者からの暴力」とあるのは、「特定関係者からの暴力」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第二条	配偶者	第二十八条の二に規定する関係にある相手（以下「特定関係者」という。）
	、被害者	、被害者（特定関係者からの暴力を受けた者をいう。以下同じ。）
第六条第一項	配偶者又は配偶者であった者	特定関係者又は特定関係者であった者
第十条第一項から第四項まで、第十条の二、第十一条第二項第二号及び第三項第二号、第十二条第一項第一号から第四号まで並びに第二項第一号及び第二号並びに第十八条第一項	配偶者	特定関係者
第十条第一項、第十条の二並びに第十二条第一項第一号及び第二項第一号	離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合	第二十八条の二に規定する関係を解消した場合

#### 第六章 罰則

第二十九条 保護命令（前条において読み替えて準用する第十条第一項から第四項まで及び第十条の二の規定によるものを含む。第三十一条において同じ。）に違反した者は、二年以下の懲役又は二百万円以下の罰金に処する。

第三十条 第三条第五項又は第五条の三の規定に違反して秘密を漏らした者は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

第三十一条 第十二条第一項若しくは第二項（第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第二十八条の二において読み替えて準用する第十二条第一項若しくは第二項（第二十八条の二において準用する第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により記載すべき事項につい

て虚偽の記載のある申立書により保護命令の申立てをした者は、十万円以下の過料に処する。

附則抄 略

プラン策定の経過

年月日	項目	内容
令和5年9月28日	令和5年度 岩手県配偶者暴力防止対策・困難な問題を抱える女性への支援連絡会議	内容協議
令和5年11月27日	令和5年度 岩手県困難な問題を抱える女性への支援等連絡協議会（第1回）	内容協議
令和5年12月	県議会12月定例会に報告	素案報告
令和5年12月25日～ 令和6年1月24日	パブリック・コメント	意見数9件
令和6年1月15日	説明会（オンライン）	参加者38名 意見数6件
令和6年2月9日	岩手県社会福祉審議会	計画案報告
令和6年2月13日	令和5年度 岩手県困難な問題を抱える女性への支援等連絡協議会（第2回）	計画案協議
令和6年3月	県議会2月定例会に報告	計画案報告
令和6年3月	計画策定	

岩手県困難な問題を抱える女性への支援等連絡協議会構成員名簿

（五十音順、令和6年2月13日現在）

所属	職名	氏名
公益社団法人 いわて被害者支援センター	専務理事	大澤 文男
岩手弁護士会	弁護士	小笠原 基也
社会福祉法人 岩手県同胞援護会 婦人保護施設 桐の苑	園長	鈴木 洋幸
盛岡地方法務局人権擁護課	課長	関 順子
社会福祉法人 盛岡市社会福祉事業団 母子生活支援施設 かつら荘	所長	高橋 利昭
岩手県保健福祉部子ども子育て支援室	室長	高橋 久代
一般社団法人 岩手県医師会	常任理事	滝川 佐波子
一般社団法人 GEN・J	代表理事	田端 八重子
岩手県教育委員会事務局学校教育室	首席指導主事兼 生徒指導課長	千田 幸喜
岩手県福祉総合相談センター	児童女性部長	長澤 裕美子
岩手県環境生活部 若者女性協働推進室	青少年・男女 共同参画課長	藤井 茂樹
社会福祉法人 善友隣保館付属 善友乳児院	院長	松尾 みさき
岩手県警察本部生活安全部 人身安全少年課	参事官兼人身 安全少年課長	松本 一夫
盛岡市市民部市民協働推進課 男女共同参画推進室	室長	三浦 志麻
岩手県民生委員児童委員協議会	副会長	女ヶ澤 富士雄
認定特定非営利活動法人 インクルいわて	理事長	山屋 理恵

いわて困難な問題を抱える女性への支援等推進計画（2024～2028）

令和6年3月

発行 岩手県保健福祉部 子ども子育て支援室

住所 〒020-8570 岩手県盛岡市内丸10-1

電話 019-629-5457 FAX 019-629-5464

E-mail AD0007-4@pref.iwate.jp